

# 契約保全・収納・保険金 取扱規定

## 4

### 契約内容変更

SOMPOひまわり生命契約

# 契約内容変更

## SOMPO ひまわり生命契約

■「契約内容変更」に際しては、「新契約取扱規定」に加え、契約内容変更の取扱規定を満たしている必要があります。

## 1. 特約の中途付加

- ・契約者は、保険期間の中途において特約を付加することができます。
- ・被保険者の危険選択を行い、当社が引受可否を決定します。査定（医的査定を含む）の結果により中途付加できない場合がありますので、あらかじめ契約者にご了承いただく必要があります。

### 〈1〉取扱範囲

#### (1) 取扱条件

取り扱える特約は以下のとおりです。付加パターンは新契約の規定に準じます。

保険種類	特約名	注意事項
旧の ・医療保険 ・新終身医療保険	医療用手術見舞金特約	—
医療 (01)	医療 (01) 用災害入院特約 医療 (01) 用災害手術特約 医療用手術見舞金特約 医療 (01) 用がん入院特約 医療 (01) 用生活習慣病入院 医療 (01) 用女性疾病入院特約 医療 (01) 用家族医療特約妻型 医療 (01) 用家族災害入院特約妻型 医療 (01) 用家族災害手術特約妻型 医療用家族 (妻型) 手術見舞金特約	—
	医療用新先進医療特約	・無事故割引特則付でない医療保険 (2014)、医療 (08) 用無事故割引特約付でない医療保険 (08)、高度障害保険金支払特則付でない医療保険 (01)、保険料の払込の免除不担保特則付きでなく新無事故割引特約付でない新終身医療保険 (01) に中途付加できます。
新終身医療 (01)	医療用新先進医療特約	・先進医療関係の保障は1被保険者につき通算して1契約のみ付加できます。(同一被保険者への重複付加はできません。)
医療保険 (2014)(注)1 医療保険 (08)	医療用新先進医療特約	・無事故割引特則または医療 (08) 用無事故割引特約付でない医療保険 (2014) または医療保険 (08) に付加できます。
	医療用がん入院特約	
	医療用女性疾病入院特約	

保険種類	特約名	注意事項
医療保険 (2014)(注)1 医療保険 (08)	医療用退院給付特約	・無事故割引特則または医療 (08) 用無事故割引特約付でない医療保険 (2014) または医療保険 (08) で支払限度の型が40日型でない場合に付加できます。
	医療 (08) 用配偶者医療特約	・医療保険 (08) のみに中途付加できます。医療 (08) 用特定疾病保険料免除特約が付加されている場合は付加できません。
	医療 (08) 用手術追加給付特約	・医療保険 (08) のみに中途付加できます。また医療 (08) 用無事故割引特約が付加されている場合は付加できません。
	介護一時金特約	・無事故割引特則付でない医療保険 (2014) で保険期間が終身の場合に付加できます。
	医療用入院一時金特約	・無事故割引特則または医療 (08) 用無事故割引特約付でない医療保険 (2014) または医療保険 (08) に付加できます。
	医療用通院特約	・無事故割引特則または医療 (08) 用無事故割引特約付でない医療保険 (2014) または医療保険 (08) に付加できます。 ・医療用がん外来治療給付特約、医療 (08) 用がん外来治療給付特約、医療用新がん外来治療給付特約を付加している場合は付加できません。
	医療用健康回復支援給付特約 (特定投薬治療給付型)	・保険期間が終身以外の場合、中途付加できません。 ・被保険者を同一とする別契約で健康回復支援給付金が支払われている場合は付加できません。
	医療用抗がん剤治療給付特約	
	医療用介護年金特約	
	医療用新三大疾病一時金特約	・「医療用三大疾病一時金特約」を付加している場合、「医療用新三大一時金特約」は中途付加できません。
	医療用新がん診断給付特約	
	医療用新がん外来治療給付特約	・保険期間が終身以外の場合、中途付加できません。 ・医療用新がん診断給付特約と同時に付加する場合のみ取扱います。 ・医療用がん外来治療給付特約、医療 (08) 用がん外来治療給付特約、医療用通院特約と重複して付加することはできません。
医療保険 (MI-01)(注)1	医療用がん入院特約	
	医療用女性疾病入院特約	
	医療用新先進医療特約	・先進医療関係の保障は1被保険者につき通算して1契約のみ付加できます。(同一被保険者への重複付加はできません。)
	介護一時金特約	・保険期間が終身以外の場合、中途付加できません。 ・特定高度障害不担保法を適用した場合、中途付加できません。
	医療用入院一時金特約	
	医療用通院特約	・がん外来治療給付特約、新がん外来治療給付特約と重複して付加することはできません。

保険種類	特約名	注意事項
医療保険 (MI-01)(注)1	医療用健康回復支援給付特約 (特定投薬治療給付型)	・保険期間が終身以外の場合、中途付加できません。 ・被保険者を同一とする別契約で健康回復支援給付金が支払われている場合は付加できません。
	医療用抗がん剤治療給付特約	
	医療用介護年金特約	・保険期間が終身以外の場合、中途付加できません。 ・特定高度障害不担保法を適用した場合、中途付加できません。
	医療用新三大疾病一時金特約	・「医療用三大疾病一時金特約」を付加している場合、「医療用新三大一時金特約」は中途付加できません。
	医療用新がん診断給付特約	
	医療用新がん外来治療給付特約	・保険期間が終身以外の場合、中途付加できません。 ・医療用新がん診断給付特約と同時に付加する場合のみ取扱います。 ・医療用通院特約と重複して付加することはできません。
	指定代理請求特約	
払込期間中 無解約返戻金 限定告知骨折治療保険 (注)2(注)3	限定告知認知症一時金特約 限定告知介護一時金特約 限定告知介護年金特約	—
がん保険 (2010)	がん死亡特約	—
	がん先進医療特約	・先進医療関係の保障は1被保険者につき通算して1契約のみ付加できます。(同一被保険者への重複付加はできません。)
	新女性特定がん入院特約	—
低解約返戻金型 終身保険 (無配当・5年ごと利差 配当付)	介護一時金特約	—
終身がん保険 (C2)(注)1(注)4	がん診断給付特約	・中途付加の告知日時点の喫煙状況により料率を決定します。
	がん入院特約	
	がん外来治療給付特約	・がん診断給付特約を付加する場合のみ付加できます。 ・中途付加の告知日時点の喫煙状況により料率を決定します。
	新がん先進医療特約	・先進医療関係の保障は1被保険者につき通算して1契約のみ付加できます。(同一被保険者への重複付加はできません。)
終身がん保険 (C3)(注)1(注)4	抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約	・中途付加の告知日時点の喫煙状況により料率を決定します。
	がん入院特約	
	がん外来治療給付特約	
	新がん先進医療特約	・先進医療関係の保障は1被保険者につき通算して1契約のみ付加できます。(同一被保険者への重複付加はできません。)

保険種類	特約名	注意事項
限定告知型 医療保険 (M2) (入院治療給付型) (注)2(注)3	限定告知医療用新先進医療特約 (支援給付金付)	・先進医療関係の保障は1被保険者につき通算して1契約のみ付加できます。(同一被保険者への重複付加はできません。)
	限定告知医療用入院給付特約	・主契約に新三大疾病支払回数無制限特約が付いている場合、新三大疾病支払日数無制限特約付での中途付加となります。
	限定告知医療用外来手術給付特約	—
	限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約	・主契約に新三大疾病支払回数無制限特約が付いている場合、新三大疾病支払回数無制限特約付での中途付加となります。
	限定告知介護一時金特約	・18歳、19歳は中途付加できません。
	限定告知介護年金特約	
その他	健康体料率特約付定期保険特約 (無配当) 定期保険特約 養老保険特約 災害死亡特約	・医療保険(01)、医療保険(08)、医療保険(2014)への中途付加はできません(「フェミニーナ」「フェミニーナneo」「プライムネオ」も含む)。 ・連生終身保険・連生終身保険(自由設計型)・生存給付金付連生収入保障保険への中途付加はできません。
	長期傷害用災害入院特約	・医療保険(01)、医療保険(08)、医療保険(2014)への中途付加はできません(「フェミニーナ」「フェミニーナneo」「プライムネオ」も含む)。
	年金支払特約 年金移行特約	—
	リビング・ニーズ特約 介護前払特約 個人年金保険料税制適格特約 指定代理請求特約	・請求受付時の注意点がありますので取扱営業店に照会してください。

※対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

(注) 1 10年払の短期払は残存払込期間が3年未満は中途付加できません。

(注) 2 10年払の短期払は残存払込期間が5年未満は中途付加できません。

(注) 3 5年払の短期払は残存払込期間が5年未満は中途付加できません。

(注) 4 5年払の短期払は残存払込期間が3年未満は中途付加できません。

## (2) 取扱制限

以下の場合、取り扱いできません。

- ①新契約取扱規定の範囲外となる場合（中途付加特約の契約年齢は中途付加直前の年単位の契約応当日時点の満年齢）
- ②払済保険に変更されている場合（リビング・ニーズ特約、介護前払特約、年金支払特約は除く）
- ③延長保険に変更されている場合
- ④保険料払込免除となっている場合（介護前払特約は除く）
- ⑤主契約の保険料払込期間満了後の場合（介護前払特約は除く）
- ⑥保険料の最終払込応当年月が中途付加日となる場合
- ⑦効力発生日時点での被保険者の年齢が15歳未満の場合における普通死亡保険金・災害死亡保険金のあ  
る特約の中途付加
- ⑧前納中の契約
- ⑨責任開始期に関する特約が付加されている契約で、初回保険料（契約日の特則が付帯された契約の場合は  
2回目保険料も含む）が未入金の場合
- ⑩主契約が任意再保険契約の場合
- ⑪短期払は、残存払込期間が15年未満の場合
- ※（1）の表に（注）の記載があるものはその記載内容も含め取扱不可
- ⑫契約日当日以前が効力発生日となる場合

その他に以下の制限があります。

項目	制限
特約の重複付加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期保険特約、収入保障特約の重複付加はできません。</li> <li>・医療（01）用がん入院特約、生活習慣病入院特約、女性疾病入院特約は重複付加できません。</li> <li>・医療用新先進医療特約と限定告知医療用先進医療特約と医療（08）用先進医療特約と先進医療特約（M08）とがん先進医療特約と新がん先進医療特約の同一被保険者への重複付加はできません。</li> </ul>
変額保険に付加できない特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期保険特約（一時払）</li> <li>・養老保険特約（一時払）</li> </ul>
健康体料率特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中途付加する特約を含めた一契約の診査基準Sが1000万円以上となる場合、定期保険特約を中途付加するときに健康体料率特約を付加することができます。</li> <li>・健康体料率が適用されるのは中途付加された特約部分のみとなります。</li> </ul>
特則の中途付加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限定告知型医療保険（M2）（入院治療給付型）において、特則は中途付加できません。ただし、限定告知医療用入院給付特約、限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約の中途付加の注意事項欄に記載のとおり、主契約に特則が付加されていることにより特約中途付加時に自動付加される場合を除きます。</li> </ul>
特定部位・指定疾病不担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中途付加や増額においては特定部位・指定疾病不担保法での取り扱いはできません。</li> <li>・特定部位・指定疾病不担保法は、新契約加入時および復活時に限定されています。</li> </ul>

## 〈2〉注意事項

### (1) 効力発生日

責任開始日は以下のいずれか遅い日となります。

①変更時の内容変更徴収金の領収日

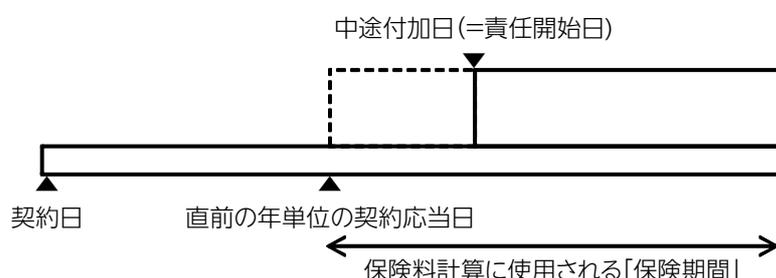
②告知（診査）日

付加された特約の責任開始日が、中途付加効力発生日（中途付加日）となります。

## (2) 保険期間

保険料計算などに使用される保険期間は中途付加日の直前の年単位の契約応当日が起算点となります。

(中途付加図)



※がん保険 (2010) 関連の特約および医療用がん診断給付特約・医療用がん外来治療給付特約・医療 (08) 用がん診断給付特約・医療 (08) 用がん外来治療給付特約の場合、中途付加日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始日とします。

※終身がん保険 (C2) (C3) 関連の特約の場合、中途付加日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日を責任開始日とします。

なお、終身がん保険 (C2) (C3) への中途付加の場合は、新契約時とは異なり、中途付加した特約の当初3か月分の保険料は不要とはなりません。

### ①年満了で中途付加するとき

契約申込時点で特約が付加されている場合は、中途付加時から既に付加されている特約の満了までの残期間となります。ただし、特約の満了年齢までの場合、同一とならないときがあります。

### ②歳満了で中途付加するとき

- ・契約申込時点で年満了の特約が付加されている場合は、中途付加する特約の保険期間は付加時から既に付加されている特約の期間満了までの残期間となります。
- ・特約のみの自動更新となるパターンの場合、中途付加時は他の特約の残存期間に合わせますが、自動更新時には他の特約と同一保険期間で更新します。
- ・年満了の特約が付加されていない場合は、契約申込時の保険期間と中途付加時点から主契約の保険料払込期間満了時までのどちらか短い方が保険期間となります。
- ・こども保険は歳満了ですが出生前加入特則で加入した契約は、残存年数の年満了の特約を付加します。

## (3) 内容変更徴収金

特約の中途付加時には、次回保険料差額 (中途付加する特約保険料) ならびに直前の年単位の契約応当日からの期間に応じた付加調整金を徴収します。ただし「中途付加における特別取扱に関する特則」を適用する場合は、次回保険料差額 (中途付加する特約保険料) のみを徴収します。

## (4) 契約者への情報提供と意向把握・確認

保障範囲が拡大する特約の中途付加時には、契約者への特約付加後の契約内容の情報提供、契約者の意向確認と特約付加後の契約内容が契約者のご意向に沿っているかの確認が必要です。

「試算書」の作成を営業店に依頼、受け取った「試算書」と「ご契約のしおり・約款冊子」を契約者に提示し、「試算書」の内容が契約者のご意向に沿った内容であるか確認します。

契約者のご意向に沿った内容でない場合は、再度ご意向を聴取し、「試算書」を再作成後、再提示します。

提示した試算内容が契約者の最終意向と合致したことを確認したうえで、内容変更請求書に署名をいただきます。

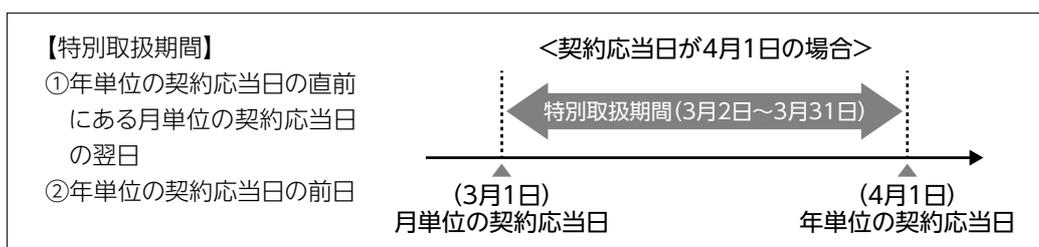
## (5) CRSに基づく居住地国の確認

養老保険以外に養老保険特約を付加する場合、居住地国の届出が必要となります。

### <3> 中途付加における特別取扱に関する特則

#### (1) 取扱概要

- ・ 中途付加する特約の責任開始期が下図の①から②の期間内となるときは、中途付加日を主契約の年単位の契約応当日として、付加調整金の払い込みを不要とする特別取扱を利用することができます。
- ・ 後述 (2) に記載した通常取扱と特別取扱の相違点を契約者に説明のうえ、通常取扱または特別取扱のいずれかを選択いただきます。



#### (2) 通常取扱と特別取扱の相違点

通常取扱と特別取扱の相違点は下表のとおりです。

パターン	通常取扱	特別取扱
責任開始期 <sup>*1</sup>	内容変更徴収金を受け取った時または告知のいずれかの遅い時	
中途付加日	責任開始期 <sup>*1</sup> の属する日	責任開始期 <sup>*1</sup> の直後に到来する年単位の契約応当日
内容変更徴収金 (保険料・付加調整金)	付加調整金が必要	中途付加した特約の契約年齢 <sup>*2</sup> は、通常取扱に比べて1歳上がります。その分、特約保険料は高くなりますが、付加調整金は発生しません。 <sup>*3</sup>

※1 次の特約の場合、保険期間の始期となります。

- ・ 医療用がん診断給付特約・医療用がん外来治療給付特約・がん先進医療特約・がん死亡特約・新女性特定がん入院特約・医療用新がん診断給付特約・医療用新がん外来治療給付特約・がん診断給付特約・抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約・がん入院特約・がん外来治療給付特約・新がん先進医療特約

※2 契約年齢の考え方が異なります。

- ・ 通常取扱：責任開始直前の年単位の契約応当日時点の満年齢
- ・ 特別取扱：責任開始直後の年単位の契約応当日（中途付加日）時点の満年齢

※3 契約年齢が1歳上がることで、総払込保険料が通常取扱よりも高くなる場合があります。

#### (3) 注意事項

- ・ 特別取扱の場合、中途付加日（年単位の契約応当日）前に中途付加する特約の保険金・給付金等の支払事由等が発生したときには、責任開始期の属する日を中途付加日として契約年齢・保険期間を改め、特約保険料と付加調整金を再計算します。再計算した結果、超過分があれば払い戻し、不足分があれば払い込んでいただきます。
- ・ 保険金・給付金等の支払いがあるときは、過不足分を精算して支払います。
- ・ 医療保険（2014）以前の医療保険の保全手続き時では基準が異なるため、「引受のめやす」で「医療：○」の場合でも引受不可となる可能性があります。

## 2. 医療用新先進医療特約への変換

- ・会社所定の条件を満たしている場合、契約者の申し出により医療（08）用先進医療特約から医療用新先進医療特約への変換（無告知で特約の付替えを行うこと）ができます。
- ・被保険者の同意は必要です。

### 〈1〉取扱範囲

#### (1) 取扱条件

取り扱える保険種類は以下のとおりです。

変換元の特約保険種類	変換先の特約保険種類
医療（08）用先進医療特約	医療用新先進医療特約

#### (2) 取扱制限

以下の場合、取り扱いできません。

- ①新契約取扱規定の範囲外となる場合<sup>\*1</sup>
- ②特別条件（特定部位・指定疾病不担保法）が適用されている場合
- ③無事故割引特約が付加されている場合
- ④保険料払込免除となっている場合
- ⑤APL適用中の場合で、APL取消期間を経過していない場合
- ⑥保険料払込期間満了後の場合
- ⑦保険料の最終払込応当年月が「特約加入日」となる場合
- ⑧前納中の契約の場合

※1 保全変換時の契約年齢は変換直前の契約応当日時点の満年齢になりますので、変換時点の年齢が新契約規定の範囲外となる場合は取扱できません。

その他に、以下の制限があります。

- 特約中途付加と同様、医療用新先進医療特約の付加における付加調整金と次回保険料差額を払い込むことが必要です。
- この取扱いと同時に医療（08）用先進医療特約と医療用新先進医療特約以外の保障内容を変更することはできません。  
※他に同時請求があった場合でも、他の異動で発生する徴収金・返還金との相殺は行えません。
- 付加調整金の領収日を「特約加入日」とし、そこから1年間は次の変換（新契約加入を伴う変換）ができません。

### 〈2〉注意事項

#### (1) 効力発生日

以下①②いずれか遅い日から責任を開始します。

- ①医療用新先進医療特約の付加調整金と次回保険料差額を払い込んだ日
- ②請求書類一式の営業店到着日

取扱者が受付けた場合は、取扱者受付日となります。その場合は、必ず「取扱者受付日」および「取扱者印」の記入があるか確認してください。

## (2) 保険料変更の適用

減額・特約解約と特約中途付加の基準を準用します。

### ■特約解約（医療（08）用先進医療特約）の保険料の変更

以下①②いずれか早い日から変更します。

- ①本社での減額・特約解約本算入力処理時点での最終入金次の払込年月
- ②効力発生日以降に到来する契約応当日

【例】月払CSS引落とし（27日）の場合

効力発生日が1月15日で本社での本算入力処理日が1月18日

→1月分の保険料はまだ引落としがされておらず、最終入金は12月

→1月から減額・特約解約後の新保険料に変更

### ■特約中途付加（医療用新先進医療特約）の保険料の変更

特約変換の責任開始日直後に到来する月単位の契約応当日\*から変更になります。

※年・半年払いの場合は、年・半年単位の契約応当日

## (3) 変更時差額金

内容変更保険料適用後に変更前の保険料が入金された場合は、本社にて着金確認後差額を返金します。

## (4) 内容変更徴収金

特約の変換時には、次回保険料差額（中途付加する特約保険料）ならびに直前の年単位の契約応当日からの期間に応じた付加調整金を徴収します。

## 〈3〉契約者への説明

### (1) 返戻金について

保全変換時（医療（08）用先進医療特約の解約、医療用新先進医療特約の中途付加）には無解約返戻金である旨を契約者に了知いただいたことを確認し、内容変更請求書の契約者欄に署名（法人契約の場合は押印も必要）を取り付けます。

### (2) 不利益事項やご了承いただきたい事項について

契約者に「内容変更同時新契約・変換等の確認欄」に記載されている以下の不利益となる事項や、ご了承いただきたい事項について説明し、契約者欄に署名（法人契約の場合は押印も必要）いただきます。

#### ■不利益となる事項やご了承いただきたい事項

- ・医療（08）用先進医療特約付医療保険（08）から医療用新先進医療特約付医療保険（2014）・医療用新先進医療特約付医療保険（MI-01）へ変換する場合、先進医療給付金の通算支払限度・保険料が変更され、特約の規定適用上、変換前契約と変換後契約の保険期間は継続した保険期間とみなすこと。
- ・変換後契約の第1回保険料充当金領収日（変換日）より前に医師の診察を受けていた疾病または傷害を直接の原因として変換日から1年以内に先進医療を受けた場合、先進医療給付金は変換前契約の支払限度である1,000万円を支払限度とすること。

### 3. 増額

- ・契約者は、新契約取扱規定に準じて、保険金や給付金を増額することができます。手続きに際しては被保険者の同意が必要となります。
- ・被保険者の危険選択を行い、当社が引受可否を決定します。査定（医的査定を含む）の結果により増額できない場合がありますので、あらかじめ契約者にご了承いただく必要があります。

#### 〈1〉取扱範囲

##### (1) 取扱条件

取り扱える保険種類は以下のとおりです。

<p><b>主契約 (保険種類)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期保険（健康体料率特約が付加されている場合は取扱不可）</li> <li>・ 医療保険</li> <li>・ 年齢群団別医療保険（自動更新日に限り、入院給付日額の増額可）</li> <li>・ 新終身医療保険（無事故割引特約が付加されている場合や、医療（08）用がん診断給付特約・医療（08）用がん外来治療給付特約が付加されている場合は取扱不可）</li> <li>・ 女性疾病保険</li> <li>・ 特定疾病保障定期保険</li> <li>・ 医療保険（01）</li> <li>・ 新終身医療保険（01）（新無事故割引特約・無事故増額特約が付加されている場合は取扱不可）</li> <li>・ 医療保険（08）（無事故割引特約が付加されている場合や、医療（08）用がん診断給付特約・医療（08）用がん外来治療給付特約が付加されている場合は取扱不可）</li> <li>・ 医療保険（2014）（無事故割引特約が付加されている場合や、医療用がん診断給付特約・医療用がん外来治療給付特約が付加されている場合は取扱不可）</li> <li>・ 医療保険（MI-01）</li> </ul>
<p><b>特約</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害死亡特約</li> <li>・ 災害入院特約</li> <li>・ 新災害入院特約</li> <li>・ 疾病入院特約</li> <li>・ 新疾病入院特約</li> <li>・ 成人病入院特約</li> <li>・ 災害入院特約87</li> <li>・ 疾病入院特約87</li> <li>・ 家族特約すべて（家族手術特約を除く）</li> <li>・ 通院特約</li> <li>・ 医療（01）用災害入院特約</li> <li>・ 医療（01）用通院特約</li> <li>・ 医療（01）用がん入院特約</li> <li>・ 医療（01）用生活習慣病入院特約</li> <li>・ 医療（01）用女性疾病入院特約</li> <li>・ 医療（01）用家族特約すべて（家族災害手術特約を除く）</li> <li>・ 新終身医療（01）用通院特約</li> <li>・ 新終身医療（01）用がん入院特約</li> <li>・ 新終身医療（01）用家族特約すべて</li> <li>・ 総合医療特約</li> <li>・ 医療（08）用がん入院特約</li> <li>・ 医療（08）用女性疾病入院特約</li> <li>・ 医療（08）用配偶者医療特約</li> <li>・ 医療用がん入院特約（無事故割引特約・医療（08）用無事故割引特約が付加されている場合は取扱不可）</li> <li>・ 医療用女性疾病入院特約（無事故割引特約・医療（08）用無事故割引特約が付加されている場合は取扱不可）</li> <li>・ 成人病入院特約（87）</li> <li>・ 年齢群団別通院特約</li> <li>・ 年齢群団別成人病入院特約</li> <li>・ 医療用入院一時金特約（無事故割引特約・医療（08）用無事故割引特約が付加されている場合は取扱不可）</li> <li>・ 医療用通院特約（無事故割引特約・医療（08）用無事故割引特約が付加されている場合は取扱不可）</li> </ul>

(注) 対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

## (2) 取扱制限

以下の場合には取り扱いできません。

- ①新契約取扱規定の範囲外となる場合
- ②払済保険に変更されている場合
- ③延長保険に変更されている場合
- ④保険料払込免除となっている場合
- ⑤主契約を増額する場合で、特別条件付保険特約が付加されている場合
- ⑥契約日・最後の復活日・復旧日・中途付加日または増額日から（その日を含む）、増額の責任開始日までが2年未満の場合\*
- ⑦増額時の査定で、特別条件付と判定された場合
- ⑧保険料払込終了契約
- ⑨増額時の被保険者の年齢が15歳未満における普通死亡保険金・災害死亡保険金の増額
- ⑩前納中の契約
- ⑪任意再保険契約

※自動更新日から2年未満の場合は取り扱い可能です。

## 〈2〉注意事項

### (1) 効力発生日

以下のいずれか遅い日となります。

- ①告知日または診査日
- ②増額時差額徴収金の領収日（責任準備金差額＋次回保険料差額）

#### ■年齢群団別医療保険

告知日・増額時差額徴収金の領収日に関係なく保険契約の更新日を増額日とし、この日から増額分に対する責任を開始します。

### (2) 保険料変更の適用

効力発生日以降に到来する契約応当日の保険料から変更します。

例：月払のときは翌月の契約応当日

増額を申し込む際に差額保険料を徴収するので、新保険料での保険料請求はその次の払い込みからとなります。

### (3) 内容変更徴収金

保険金額の増額時には、責任準備金差額と次回保険料の差額を徴収します。

### (4) 契約者への情報提供と意向把握・確認

増額時には、契約者への増額後の契約内容の情報提供、契約者の意向確認と増額後の契約内容が契約者のご意向に沿っているかの確認が必要です。

「試算書」の作成を営業店に依頼、受け取った「試算書」を契約者に提示し、「試算書」の内容が契約者のご意向に沿った内容であるか確認します。

契約者のご意向に沿った内容でない場合は、再度ご意向を聴取し、「試算書」を再作成後、再提示します。

提示した試算内容が契約者の最終意向と合致したことを確認したうえで、内容変更請求書に署名をいただきます。

## 4. 減額・特約解約

- ・従来の保障額までは必要としなくなった場合や現在の保険料が過重で払込が困難な場合などに、所定の範囲内で保険金を減額または特約を解約し、保険料の負担を小さくすることにより契約を継続させることができます。手続きに際しては被保険者の同意は不要です。

### 〈1〉取扱範囲

#### (1) 取扱条件

すべての保険種類が取り扱えます。

#### (2) 取扱制限

以下の場合、取り扱えません。

- ①新契約取扱規定の範囲外の場合
- ②連生収入保障保険で遺族年金または高度障害年金の支払開始後の場合
- ③介護保険で、痴呆介護年金または重度介護年金の支払開始後の場合
- ④保険料払込免除となっている場合（変額保険（V1）は、第2保険期間到達後に限り取扱可能）
- ⑤延長定期保険に変更されている場合
- ⑥減額後の保険金額（年金額・給付日額）が新契約取扱規定による最低保険金額を下回る場合
- ⑦変額保険で、変動保険金額のみの減額（基本保険金額を減額すると、同じ割合で変動保険金額も減額される）
- ⑧新終身医療保険（01）で、無事故増額特約が付加されている場合
- ⑨責任開始期に関する特約が付加されている契約で、初回保険料（誕生日特約が付帯された契約の場合は2回目保険料も含む）が未入金の場合
- ⑩無解約返戻金型総合生活障害保障保険、総合生活障害保障保険で年間払込保険料が12万円を下回る場合
- ⑪終身がん保険（C2）（C3）で、責任開始日が到来していること、かつ1P応当月の月単位の契約応当日の翌日以降でない場合

その他に以下の制限があります。

#### 1) 単独で減額・解約できない保険種類

単独で減額できない 保険種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・家族手術特約</li><li>・手術特約</li><li>・女性特定がん入院・手術特約</li><li>・女性疾病手術特約</li><li>・医療（01）用災害手術特約</li><li>・医療（01）用家族災害手術特約</li><li>・生活習慣病追加給付特約</li></ul>
-------------------	---

<p>単独で解約できない 保険種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「初期入院給付特則」「生活習慣病追加給付特則」「七大生活習慣病追加給付特則」「三大疾病支払日数無制限特則」「新三大疾病支払日数無制限特則」以外のすべての特則</li> <li>・個人年金保険料税制適格特約</li> <li>・税制適格特約</li> <li>・無事故割引特約</li> <li>・新無事故割引特約</li> <li>・無事故増額特約</li> <li>・健康体料率特約</li> <li>・特定疾病診断保険料免除特約</li> <li>・医療（08）用特定疾病診断保険料免除特約</li> <li>・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約</li> <li>・七大疾病・就労不能保険料免除特約</li> <li>・医療用保険料免除特約</li> <li>・がん保険料免除特約</li> <li>・変額用保険料免除特約</li> <li>・限定告知医療用新三大疾病保険料免除特約</li> <li>・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約</li> </ul> <p>* 「七大生活習慣病追加給付特則」と、「三大疾病支払日数無制限特則」もしくは「新三大疾病支払日数無制限特則」が同時に付加されている場合、これら2つの特則の同時解約のみの取扱いとなります。</p> <p>* 医療用がん外来治療給付特約または医療（08）用がん外来治療給付特約または医療用新がん外来治療給付特約が同時に付加されている場合、医療用がん診断給付特約・医療（08）用がん診断給付特約・医療用新がん診断給付特約のみを単独で解約できません。同時解約のみの取扱いとなります。</p> <p>* 限定告知型医療保険（M2）（入院治療給付型）で特則の解約をする場合、主契約の「新三大疾病支払回数無制限特則」、「限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約」の「新三大疾病支払回数無制限特則」、「限定告知医療用入院給付特約」の「新三大疾病支払日数無制限特則」はすべて同時に解約が必要です。（一部の特則のみの解約は不可）</p>
---------------------------	---

(注) 対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

## 2) 医療用（家族）手術見舞金特約

以下に該当した場合、医療用（家族）手術見舞金特約は消滅します。該当の場合、契約者から特約解約の請求をいただく必要がありますので、詳細は取扱営業店へご照会ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>①医療（01）用（家族）災害手術特約が解約などにより消滅した場合</li> <li>②医療（01）用（家族）災害入院特約の入院給付金日額が主契約の日額の1/2を下回った場合</li> <li>③医療用（家族）手術特約が解約などにより消滅した場合</li> <li>④新終身医療（01）用家族医療特約が解約などにより消滅した場合</li> <li>⑤新終身医療用家族医療特約が解約などにより消滅した場合</li> </ul>
--

## 3) 払済保険変更後の減額

減額時の保険金単位・減額後の最低保険金額は以下のとおりです。

保険金単位	100円単位（がん保険は1,000円、払済年金は1円）
最低保険金額	10万円（がん保険は1万円、払済年金は6万円）

## 〈2〉注意事項

### (1) 効力発生日

- ① 契約内容変更訂正請求書等の書類一式の、以下のいずれか早い日となります。
  - 1) 取扱者受付日
  - 2) 取扱営業店・カスタマーセンターへの到着日
- ② 減額・特約解約同時新契約処理の場合は、新契約の責任開始日の前日です。
- ③ 妻型特約・子型特約の場合、妻でなくなった戸籍上の届け出日・末子が満20歳を迎えた日を特約解約の効力発生日とすることができます（戸籍謄本等の公的証明書類が必要な場合があります）。

### (2) 保険料変更の適用

以下のいずれか早い日から変更します。

- ① 本社での減額・特約解約本算入力処理時点での最終入金 次の払込年月
- ② 効力発生日以降に到来する契約応当日

例：月払CSS引落とし（27日）の場合

効力発生日が1月15日で本社での本算入力処理日が1月18日

→ 1月分の保険料はまだ引落としがされておらず、最終入金は12月

→ 1月から減額・特約解約後の新保険料に変更

### (3) 解約返戻金等支払額の計算について

#### ■ 保険料自動振替貸付または契約者貸付金との相殺

- ・ 貸付がある場合、解約返戻金からそれらの元利金を控除した残額を契約者に支払います。
  - ・ 保険料の払込猶予期間満了日から、3か月以内に、減額・特約解約の請求があった場合、自動振替貸付は取消されます。
- 保険料は自動振替貸付適用年月日に溯って減額、特約解約後の保険料に変更されます。
- この場合、未納日からの保険料の入金がなければ失効してしまいますので保険料の入金が必要となります。

#### ■ 生存給付金・生存祝金支払いとの関係

- ・ がん保険・連生終身保険および連生終身保険（自由設計型）・こども保険などで「生存給付金」または「生存祝金」の支払事由発生日直後が減額の効力発生日となる場合は、まだ「生存給付金」または「生存祝金」が支払われていない場合でも、支払済として解約返戻金を計算します。

#### ■ 健康体料率特約が適用されている契約の減額・特約解約

- ・ 健康体料率特約が適用されている契約を減額・特約解約した結果、該当契約の診査基準Sが1000万円未満となった場合、健康体料率は自動的に消滅します。
- ・ 健康体料率特約が消滅した結果、標準体料率との責任準備金の積立額に差額が発生する場合、徴収金が必要となるケースがあります。徴収金が発生した場合でも減額・特約解約の効力発生日は取扱者受付日となります。
- ・ 減額等により診査基準Sが減少する場合、収入保障特約や逡増系特約は新契約時点にさかのぼり減額等があったものとして診査基準Sを算出します。

#### ■ 未経過保険料

- ・ 払込応当月からの経過月数に応じ、年払保険料を月割按分した金額になります。解約返戻金に付加して返金いたします。
  - \* 契約日（自動更新日）が2010年3月2日以降の年・半年払が対象です。
  - \* 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）の場合、主契約部分の未経過保険料は返金となりません。

#### 【年払の場合】

未経過保険料返還額＝該当の主契約または特約の入金済年払保険料－（該当の主契約または特約の入金済年払保険料÷12）×経過月数（1か月未満は切上げ）

#### 【半年払の場合】

未経過保険料返還額＝該当の主契約または特約の入金済半年払保険料－（該当の主契約または特約の入金済半年払保険料÷6）×経過月数（1か月未満は切上げ）

### (4) 支払調書

減額・特約解約返戻金が100万円（同一契約者で同一支払日の契約が複数ある場合は合算後金額が100万円）を超え、かつ減額・特約解約部分の既払込保険料を超える場合には支払調書を作成し、税務署へ翌年1月にまとめて提出します（法人契約も提出します）。

（契貸・自振貸の精算前の解約返戻金が100万円を超えていれば、実際の支払額が100万円以下でも提出します）

支払調書の作成対象の契約者には契約内容変更・解約手続き完了連絡後、業務代行業者よりマイナンバー申告依頼書類を郵送し、契約者よりご記入のうえ、必要書類を添付して返送していただきます。

### (5) CRSに基づく居住地国の確認

CRSに基づく居住地国届出対象となる下表の保険種類の契約で返戻金支払となるケースにおいて、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住地国の届出が必要となります。

#### CRSに基づく居住地国届出対象保険種類

養老保険、養老保険特約が付加された契約、個人年金保険、変額保険（有期型）、一時払変額保険（終身型）、連生収入保障保険、一時払終身保険（選択型・無選択型）

### (6) 減額時にご負担いただく費用（解約控除）

変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）、変額保険（V2）（死亡保障型）では、減額日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合に、積立金額から減額分に対する解約控除額※を差引します。

※解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数などにより異なります。

## 〈3〉契約者への説明

以下の場合、契約者は契約締結時に解約返戻金について書面の交付・説明を受け、了知・確認しています。

減額・特約解約請求時はその内容を確認いただいたうえで、契約者欄へ契約者の署名（法人契約の場合は押印も必要）をいただきます。

保険種類・特約・特則	説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無解約返戻金型定期保険</li> <li>・無解約返戻金型収入保障保険</li> <li>・特定疾病収入保障特約</li> <li>・死亡保険金不担保特則付新終身医療保険</li> <li>・死亡保険金不担保特則付新家族終身医療特約</li> <li>・死亡保険金不担保特則付新終身医療保険 (01)</li> <li>・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 (保険料払込期間満了後を除く)</li> <li>・新終身医療 (01) 用通院特約</li> <li>・新終身医療 (01) 用がん入院特約</li> <li>・家族死亡保険金不担保特則付新終身医療 (01) 用家族医療特約</li> <li>・新終身医療 (01) 用家族通院特約</li> <li>・無解約返戻金特則付医療用手術見舞金特約</li> <li>・無解約返戻金特則付医療用家族手術見舞金特約</li> <li>・初期入院給付特則、生活習慣病追加給付特則</li> <li>・死亡保険金不担保特則付医療保険 (08) (保険料払込満了後を除く)</li> <li>・医療 (08) 用がん入院特約</li> <li>・医療 (08) 用女性疾病入院特約</li> <li>・医療 (08) 用退院給付特約</li> <li>・医療 (08) 用三大疾病入院一時金特約</li> <li>・医療 (08) 用特定疾病診断保険料免除特約</li> <li>・医療 (08) 用先進医療特約</li> <li>・医療 (08) 用配偶者医療特約</li> <li>・七大生活習慣病追加給付特則</li> <li>・医療 (08) 用がん診断給付特約</li> <li>・医療 (08) 用がん外来治療給付特約</li> <li>・がん保険 (2010) BⅡ型 (保険料払込満了後を除く)</li> <li>・がん死亡特約</li> <li>・がん先進医療特約</li> <li>・新女性特定がん入院特約</li> <li>・医療 (08) 用手術追加給付特約</li> <li>・医療用がん入院特約</li> <li>・医療用女性疾病入院特約、医療用退院給付特約</li> <li>・医療用三大疾病入院一時金特約</li> <li>・医療用特定疾病診断保険料免除特約</li> <li>・医療用新先進医療特約</li> <li>・医療用がん診断給付特約</li> <li>・医療用がん外来治療給付特約</li> <li>・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約</li> <li>・限定告知医療用先進医療特約</li> <li>・限定告知医療用入院一時金特約</li> <li>・限定告知医療用通院特約</li> <li>・限定告知認知症一時金特約</li> <li>・限定告知介護一時金特約</li> <li>・限定告知介護年金特約</li> <li>・死亡保険金不担保特則付医療保険 (2014) (保険料払込期間満了後を除く)</li> <li>・三大疾病支払日数無制限特則</li> <li>・介護一時金特約</li> <li>・医療用入院一時金特約</li> <li>・医療用通院特約</li> <li>・無解約返戻金型就労不能保障特約</li> <li>・無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約</li> <li>・七大疾病・就労不能保険料免除特約</li> <li>・無解約返戻金型総合生活障害保障保険</li> <li>・糖尿病患者向一時金給付医療保険</li> <li>・死亡保険金不担保特則付医療保険 (MI-01) (保険料払込満了後を除く)</li> <li>・新三大疾病支払日数無制限特則</li> <li>・がん診断給付特約</li> <li>・がん外来治療給付特約</li> <li>・新がん先進医療特約</li> <li>・がん入院特約</li> <li>・がん保険料免除特約</li> <li>・抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約</li> <li>・変額用保険料免除特約</li> </ul>	<p style="text-align: center;">減額または特約・特則の解約時には、無解約返戻金である</p>

保険種類・特約・特則	説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療用健康回復支援給付特約 (特定投薬治療給付型)</li> <li>・医療用手術増額特約</li> <li>・医療用保険料免除特約</li> <li>・医療用新三大疾病一時金特約</li> <li>・医療用新がん診断給付特約</li> <li>・医療用新がん外来治療給付特約</li> <li>・医療用抗がん剤治療給付特約</li> <li>・医療用総合生活障害保障特約</li> <li>・医療用介護年金特約</li> <li>・限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約</li> <li>・限定告知医療用入院給付特約</li> <li>・限定告知医療用外来手術給付特約</li> <li>・限定告知医療用新三大疾病保険料免除特約</li> <li>・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約</li> <li>・限定告知医療用新先進医療特約 (支援給付金付)</li> <li>・限定告知介護一時金特約</li> <li>・限定告知介護年金特約</li> <li>・新三大疾病支払回数無制限特則</li> <li>・新三大疾病支払日数無制限特則</li> </ul>	<p>減額または特約・特則の解約時には、無解約返戻金である</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定疾病前払式終身保険 (Ⅱ型)</li> <li>・低解約返戻金型定期保険</li> <li>・低解約返戻金型終身保険</li> <li>・初期災害保障低解約返戻金型通増定期保険 (低解約返戻期間満了後を除く)</li> </ul>	<p>減額時に解約返戻金が低く抑えられる</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新終身医療保険</li> <li>・新家族終身医療特約</li> <li>・新終身医療保険 (01)</li> <li>・新終身医療 (01) 用家族医療特約</li> <li>・がん保険 (01)</li> <li>・家族がん特約 (01)</li> </ul>	<p>減額または特約解約時に解約返戻金が保険金額 (がん死亡保険金額) 限度となること</p>

(注) 対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。請求書に印字されておりますので、対象を必ずご確認ください。

## 5. 保険期間・払込期間の変更

- ・契約者は、保険期間の途中において、所定の範囲内で保険期間・払込期間を変更 (延長・短縮) することができます。
- ・変更内容によっては異動精算額の入金が必要です。
- ・保険期間延長は、被保険者の同意が必要です。
- ・保険期間短縮、払込期間延長、払込期間短縮は、被保険者の同意不要です。

### 〈1〉取扱範囲

#### (1) 取扱条件

取り扱える保険種類は以下のとおりです。

	保険種類	注意事項
主契約	・終身保険	・保険期間の変更はできません(払込期間変更のみは可能です。ただし無選択型終身保険・特定疾病前払式終身保険・低解約返戻金型終身保険は取り扱いできません)。
	・定期保険	・100歳で満了となる年満了への期間変更は、契約日・自動更新日が2013年10月2日以降の契約のみ可能です。 ・無解約返戻金型定期保険・低解約返戻金型定期保険は保険期間・払込期間ともに変更できません。 ・健康体料率特約(非喫煙者健康体保険料率、喫煙者健康体保険料率、非喫煙者標準体保険料率)が付加されている場合、保険期間・払込期間ともに延長はできません。
	・逓増逓減設計定期保険 ・逓増定期保険	・前期期間の変更はできません。なお、逓増定期保険の逓増率50%の契約は、後期期間の変更もできません。
	・養老保険 ・がん保険 ・医療保険 ・女性疾病保険 ・連生収入保障保険 ・連生終身保険 ・連生終身保険(自由設計型) ・個人年金保険 ・医療保険(01)	・連生終身保険・連生終身保険(自由設計型)は保険期間の変更はできません。
	・新終身医療保険	・保険期間の変更はできません(払込期間変更のみは可能です。ただし、無事故割引特約が付加されている場合は、取り扱いできません)。
	・特定疾病保障終身保険	・保険期間の変更はできません(払込期間変更のみは可能です)。 ・特定疾病終身から特定疾病定期、特定疾病定期から特定疾病終身にすることはできません。
	・特定疾病保障定期保険	・特定疾病終身から特定疾病定期、特定疾病定期から特定疾病終身にすることはできません。
	・新終身医療保険(01)	・保険期間の変更はできません(払込期間変更のみは可能です。ただし、新無事故割引特約が付加されている場合は、取り扱いできません)。
	・医療保険(08) ・医療保険(2014) ・医療保険(MI-01)	※欄外を参照
	・限定告知型医療保険 ・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 ・払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険	・保険期間の変更はできません(払込期間変更は、短縮のみ可能です。延長は不可です)。
	・がん保険(01)	・がん死亡保険金倍率2000倍型は「終身かつ全期払」のみの取り扱いのため、保険期間・払込期間の変更はできません。
	・医療保険A型	・自動更新前であれば、当時のプラン販売どおり、終身(全期払い)に延長可能です。自動更新後は、現在の規定の範囲内の10年(全期払い)のみ延長可能です。
	・がん保険A型	・自動更新前であれば、変更可能です。自動更新後は、現在の規定の範囲内の10年(全期払い)のみ延長可能です。
	・総合生活障害保障保険	・年間保険料が12万円を下回る変更はできません。

	保険種類	注意事項
特約	・定期保険特約	・健康体料率特約（非喫煙者健康体保険料率、喫煙者健康体保険料率、非喫煙者標準体保険料率）が付加されている場合、保険期間・払込期間ともに延長はできません。
	・逓増逓減設計定期保険特約	・前期期間の変更はできません。なお、逓増定期保険の逓増率50%の契約は、後期期間の変更もできません。
	・収入保障特約	・保険期間の変更はできません（主契約と同時の場合のみ保険期間の短縮の取り扱いが可能です）。 ・払込期間の変更は主契約と同時の場合のみ取り扱い可能です。
	・災害死亡特約 ・がん保険A型用特約のすべて	・契約日により最長期間が異なります。 *契約日2008年8月1日以前：最長70歳まで（自動更新時80歳） *契約日2008年8月2日以降：最長80歳まで（自動更新時80歳）
	・逓増定期保険特約 ・養老保険特約 ・災害入院特約 ・疾病入院特約 ・成人病入院特約 ・新災害入院特約 ・新疾病入院特約 ・災害入院特約87 ・疾病入院特約87 ・成人病入院特約87 ・手術特約（医療保険） ・女性疾病手術特約 ・女性特定がん入院特約 ・女性特定がん手術特約 ・家族特約のすべて ・通院特約 ・災害通院特約 ・医療保険（01）用特約のすべて ・新終身医療保険（01）用保障特約のすべて ・がん保険（01）用保障特約のすべて	・災害入院特約・疾病入院特約・成人病入院特約の保険期間の変更は主契約と同時変更の場合のみ取り扱い可能です。 ・女性疾病手術特約・女性特定がん入院特約・女性特定がん手術特約の保険期間・払込期間の変更は主契約と同時変更の場合のみ取り扱い可能です。
	・医療保険（08）用特約のすべて ・医療用特約のすべて	※欄外を参照
	・医療保険A型用特約のすべて	・自動更新前であれば、変更可能です。自動更新後は、現在の規定の範囲内の10年（全期払い）のみ延長可能です。
	・介護一時金特約	・保険期間の変更はできません。 ・払込期間の変更は主契約と同時変更の場合のみ取り扱い可能です。
	・限定告知医療用入院一時金特約 ・限定告知医療用通院特約 ・限定告知認知症一時金特約 ・限定告知介護一時金特約 ・限定告知介護年金特約	・保険期間の変更はできません。 ・払込期間の変更は主契約と同時の場合のみ取り扱い可能です。

※医療保険 (08)・医療保険 (2014)・医療保険 (MI-01) の保険期間や保険料払込期間の変更を取り扱わない場合

下記①～③は、逆選択の観点、並びに、解約前の期間変更等による責任準備金の払戻しの取り扱い有無で顧客の総受取額に差異が生ずるなどの公平性の観点から問題があり、取り扱いを制限しています。

特に③については、変更前後の保険期間・保険料払込期間、経過年数、契約年齢等により、個別に可否が判定されます。

- ①保険料払込期間のみの延長
- ②保険期間の短縮
- ③・死亡保険金不担保特則が付加された主契約について責任準備金の差額の払戻しが必要となる変更  
・医療保険 (08)、医療保険 (2014)、医療保険 (MI-01) 専用の特約について責任準備金の差額の払戻しが必要となる変更

## (2) 取扱制限

以下の場合には取り扱いできません。

- ①払済保険に変更されている契約
- ②延長保険に変更されている契約
- ③保険料払込免除が適用されている契約
- ④特別条件付保険特約が付加されている契約
- ⑤保険料払込終了契約
- ⑥ステップ払込の契約
- ⑦新無事故割引特約・医療保険 (08) 用無事故割引特約・無事故割引特則が付加されている場合
- ⑧責任開始期に関する特約が付加されている契約で、初回保険料 (誕生日特則が付帯された契約の場合は2回目保険料も含む) が未入金の場合
- ⑨任意再保険契約の保険期間を延長する場合

その他に以下の制限があります。

- ①「新契約取扱規定」に準じます。
- ②契約日 (更新日・中途付加日) から3年経過していない契約 (入金回数が月払: 36回未満、半年払: 6回未満、年払: 2回以内) の保険期間短縮は取り扱いません。
- ③期間変更後の残存保険期間が、効力発生日から2年未満となる期間変更は取り扱いません。
- ④変更請求日の変更前の保険期間満了日から2年未満で、かつ歳満了契約の場合は、保険期間の延長を取り扱いません。
- ⑤定期保険 (主契約)・定期保険特約・特定疾病保障定期保険・逡増定期保険特約の歳満了から年満了への期間短縮は取り扱いません。
- ⑥特定疾病前払式終身保険の払込期間変更は取り扱いません。
- ⑦無選択型終身保険 (保険料回払) の払込期間変更は取り扱いません。
- ⑧契約日が2018年4月1日以前の契約は5年短期払への変更はできません。

## 〈2〉注意事項

### (1) 効力発生日

以下のいずれか遅い日が効力発生日となります。

①請求書類一式の代理店受付日または取扱営業店・カスタマーセンター到着日のいずれか早い日付

②変更時の差額徴収金の領収日

\* 年金現価が増額となる場合は、告知（診査）日と②の領収日のいずれか遅い方

### (2) 保険料変更の適用

効力発生日以降に到来する契約応当日の保険料から変更します。

保険期間・払込期間変更の効力発生日時点で未納保険料がある場合、未納分については変更前の保険料を徴収します。

例：月払のときは翌月の契約応当日

### (3) 変更時差額金

保険期間・払込期間の変更時には、契約日から保険期間変更までの経過期間により、以下の金額を徴収または返戻します。

経過期間	変更差額
3年未満	保険料差額と利息（年利6%）
3年以上	責任準備金差額 ※ 2010年3月2日以降契約日の年・半年払契約の場合、未経過保険料差額も精算します。

自動振替貸付（APL）または契約者貸付がある場合は、責任準備金差額からあらかじめそれらの元利金を控除した残額を契約者に支払います。

### (4) 契約者への情報提供と意向把握・確認

保険期間の延長時には、契約者への保険期間延長後の契約内容の情報提供、契約者の意向確認と保険期間延長後の契約内容が契約者のご意向に沿っているかの確認が必要です。

「試算書」の作成を営業店に依頼、受け取った「試算書」を契約者に提示し、「試算書」の内容が契約者のご意向に沿った内容であるか確認します。

契約者のご意向に沿った内容でない場合は、再度ご意向を聴取し、「試算書」を再作成後、再提示します。

提示した試算内容が契約者の最終意向と合致したことを確認したうえで、内容変更請求書に署名をいただきます。

## 6. 主契約・特約の型変更

- ・保険種類により、本人型・妻型・妻子型など、被保険者の範囲を「型」で区分しています。  
契約者は、保険期間の途中で家族構成の変化などに応じて、所定の範囲内で変更（縮小）することができます。
- ・被保険者が追加される型の変更の場合は、告知が必要となりますので、査定（医的査定を含む）の結果により変更できないことがあることを、あらかじめご了承ください必要があります。
- ・医的査定は告知書扱のみとし、診査扱による取り扱いは行いません。

## 〈1〉取扱範囲

### (1) 取扱条件

取り扱いできる型変更は以下のとおりです。

対象契約（主契約・特約）	型変更パターン
がん保険	本人型⇔夫婦型
家族災害入院特約 家族疾病入院特約	妻子型⇔子型
新家族災害入院特約 新家族疾病入院特約 家族災害入院87特約 家族疾病入院87特約	妻子型⇒妻型 妻子型⇔子型

(注) 対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

### (2) 取扱制限

以下の場合には取り扱いできません。

- ①保険料払込免除となっている場合
- ②保険料払込終了契約  
ただし、夫婦型→本人型、妻子型→妻型、妻子型→子型は取扱可能
- ③がん保険のA型とB型の間での変更は不可
- ④医療保険の家族医療特約は、型の変更を取り扱いません。
- ⑤主たる被保険者が妻である場合、本人型から夫婦型への変更はできません。

## 〈2〉注意事項

### (1) 効力発生日

保険種類	型の変更	効力発生日
がん保険	夫婦型→本人型	<ul style="list-style-type: none"> <li>■完備した契約内容訂正請求書等の書類一式の取扱者受付日または取扱営業店・カスタマーセンターへの到着日のいずれか早い日</li> <li>■戸籍の異動により従たる被保険者が妻でなくなった場合は、戸籍上の届出日（事実が確認できる戸籍謄本の提出が必要）</li> <li>■従たる被保険者の末子が満20歳を迎えたことにより、特約の保障範囲からはずれた場合は、末子が満20歳を迎えた日</li> </ul>
家族入院特約	妻子型→妻型 妻子型→子型	
がん保険	本人型→夫婦型	<ul style="list-style-type: none"> <li>■告知日または徴収金領収日のいずれか遅い日</li> </ul>
家族入院特約	子型→妻子型 子型→妻型	

### (2) 離婚や末子保障期間終了による型変更

契約者からの申し出が遅れた場合、効力発生日を遡及することがあります。

型の変更をされる事由について効力発生日を確認するため戸籍謄本等の提出が必要な場合があります。

効力発生日の変更により過収が発生した場合は差額保険料を返金します。

### (3) 保険料変更の適用

効力発生日以降に到来する契約応当日の保険料から変更します。

例：月払のときは翌月の契約応当日

### (4) 契約者への情報提供と意向把握・確認

従たる被保険者を追加する型変更時には、契約者への型変更後の契約内容の情報提供、契約者の意向確認と型変更後の契約内容が契約者のご意向に沿っているかの確認が必要です。

「試算書」の作成を営業店に依頼、受け取った「試算書」を契約者に提示し、「試算書」の内容が契約者のご意向に沿った内容であるか確認します。

契約者のご意向に沿った内容でない場合は、再度ご意向を聴取し、「試算書」を再作成後、再提示します。

提示した試算内容が契約者の最終意向と合致したことを確認したうえで、内容変更請求書に署名をいただきます。

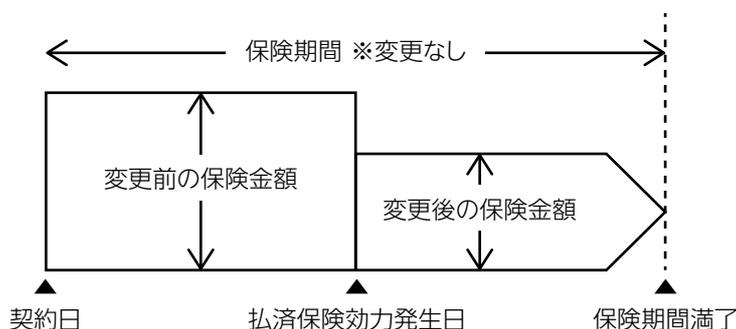
### (5) 変更時差額金

保険種類	型の変更	徴収金・返戻金
がん保険	本人型→夫婦型	責任準備金差額+保険料差額を徴収します。
	夫婦型→本人型	型変更後の解約返戻金に変更前より小さくなる場合、その解約返戻金を契約者に返戻します。
家族入院特約	子型→妻子型	責任準備金差額+保険料差額を徴収します。
	子型→妻型	責任準備金差額および保険料差額について徴収もしくは返戻します。
	妻子型→妻型 妻子型→子型	型変更後の解約返戻金に変更前より小さくなる場合、その解約返戻金を契約者に返戻します。

保険料自動振替貸付 (APL) または契約者貸付がある場合は、責任準備金差額からあらかじめそれらの元利金を控除した残額を契約者に支払います。

## 7. 払済保険

- ・払済保険とは、保険料の払込みを中止して、そのときの解約返戻金（契約者貸付や自動振替貸付がある場合は、それらの元利を差し引きます）をもとに新たな保険金額を設定し、現契約と同じ保険期間、保険種類の一時払の保険に変更することです。
- ・変更後の保険金額は一般的に元の契約より小さくなり、特約は消滅となります。
- ・変更後、保険料の払込みを行わずに契約の継続が可能のため、保険料の払込みが困難となった場合の制度としてご利用いただけます。



## 〈1〉取扱範囲

### (1) 取扱条件

取り扱いできる保険種類は以下のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"><li>・終身保険・低解約返戻金型終身保険</li><li>・特定疾病前払式終身保険</li><li>・定期保険・低解約返戻金型定期保険</li><li>・遡増遡減設計定期保険</li><li>・遡増定期保険（払済終身保険への変更も可能。この場合、変更後の保険期間は終身となります）</li><li>・養老保険</li><li>・個人年金保険</li><li>・特定疾病保障終身保険</li><li>・総合生活障害保障保険（契約日からその日を含めて3年を経過していることが条件）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・連生終身保険・連生終身保険（自由設計型）</li><li>・連生収入保障保険</li><li>・変額保険（終身型）（有期型）</li><li>・介護保険</li><li>・長期傷害保険</li><li>・がん保険（「保険期間終身・B型・本人型」のみ取り扱いが可能。またがん保険（01）は払済保険へ変更できません）</li><li>・無選択型終身保険（保険料回払）（契約日からその日を含めて2年を経過していることが条件）</li><li>・変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）</li><li>・変額保険（V2）（死亡保障型）</li></ul>
---	---

(注) 対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

### (2) 取扱制限

以下の場合には取り扱いできません。

<ul style="list-style-type: none"><li>①特別条件付保険特約が付加されている場合で、特別保険料払込中または保険金削減期間中の保険契約</li><li>②払済保険への変更により保険金額が10万円未満となる契約（低解約返戻金定期保険は50万円未満、総合生活障害保障保険は300万円未満）<sup>※1</sup></li><li>③払済年金保険に変更後の年金年額が6万円未満となる契約</li><li>④がん保険の場合は払済保険変更後の保険金額が1万円未満となる契約</li><li>⑤保険料払込終了契約</li><li>⑥個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合で、契約日から効力発生日までが10年未満の契約</li><li>⑦責任開始期に関する特約が付加されている契約で、初回保険料（誕生日特則が付帯された契約の場合は2回目保険料も含む）が未入金の場合</li></ul>
---

※1 連生保険の場合は、第一被保険者・第二被保険者の合算保険金額で判断します。

## 〈2〉注意事項

### (1) 効力発生日

完備した請求書類の以下のいずれか早い日となります。

- ①代理店受付日
- ②取扱営業店・カスタマーセンター到着日

### (2) 保険期間

原保険契約の保険期間と同じです（遡増定期保険を払済終身保険に変更した場合は終身）。

### (3) 払済保険金額

効力発生日現在の主契約および特約の解約返戻金をもとに、払済保険金額を計算します。ただし、契約者貸付・保険料自動貸付の残高がある場合は、その元利合計をあらかじめ解約返戻金から控除したうえで、払済保険金額を計算します。

## (4) 保険金額の上限

変更後の保険金額は、効力発生日時点の普通死亡保険金額を超えることはできません。ただし、通増定期保険特約付契約の場合は、効力発生日時点の保険金額です。

## (5) 返戻金

払済保険変更後に残余金がある場合は解約返戻金として契約者に支払います。

払済保険変更後（保険料払込終了後）の解約返戻金は、月単位の契約応当日で変化します。

\* 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）、変額保険（V2）（死亡保障型）については、(9) 変額保険の特例の3) ①を参照してください。

## (6) 効力発生日と保険料返金

効力発生日の属する応当年月保険料までお払込みいただきます。

ただし、入金反映する前に払済処理が完了した場合は、処理後に入金反映する保険料はすべて返金します。

## (7) 特約の消滅

特約の解約返戻金が払済保険金額の算出に充当されますので、払済保険に変更すると年金支払特約・指定代理請求特約・リビング・ニーズ特約・税制適格特約以外の特約は、すべて消滅します。保険金・給付金請求歴がある契約は注意が必要です。

## (8) 契約者貸付

変更前の保険種類が契約者貸付対象の保険種類であれば、取り扱い可能です。ただし、解約返戻金に比べ貸付利息の増加が大きいため、貸付金超過失効（オーバーローン失効）に注意します。

## (9) 変額保険の特例

### 1) 特別勘定の停止

変額保険を定額払済保険に変更した場合は、特別勘定での運用はしません。

定額保険の勘定（一般勘定）で運用します。

### 2) 定額払済（終身）保険の取消

変額保険を定額払済（終身）保険に変更後、その効力発生日の属する月の末日までに以下の事由が発生した場合は、その定額払済（終身）保険への変更はなかったものとします。

- ①被保険者が死亡した場合
- ②高度障害保険金が支払われる場合
- ③保険料の払込が免除される場合

ただし、自動延長定期保険へ変更後に契約者からの申し出により定額払済保険に変更した場合は、この取り扱いは行ないません。

### 3) 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）、変額保険（V2）（死亡保障型）の取扱い

①払済保険（変額）は、特別勘定での運用をします。

第1保険期間中のみ取り扱いできます。

②定額払済終身保険は、第1保険期間中、第2保険期間中ともに取り扱いできます。

ただし、保険料払込免除適用後の第1保険期間中は取り扱いできません。

③払済保険（変額）に変更後、定額払済終身保険への変更は取り扱いできません。

④払済保険金額が変更前の保険金額（給付金額）を越えるときは、変更前と同額とし、解約返戻金の残額を契約者に支払います。

⑤払済保険（変額）または定額払済終身保険に変更後、健康ステージを適用する場合の特則・変額用保険料免除特約が付加されている場合、特則・特約は消滅します。

⑥定額払済終身保険の取消

第1保険期間中に定額払済終身保険に変更した場合にのみ、適用されます。

## (10) 払済保険変更後の生存祝金の支払

連生終身保険・連生終身保険（自由設計型）の場合は、払済変更後であっても払済保険金額の10%の生存祝金が支払われます。支払いは、払済保険へ変更する前の保険料払込期間満了時とそれ以降5年ごとにも行います。

## (11) CRSに基づく居住地国の確認

CRSに基づく居住地国届出対象となる下表の保険種類の契約で返戻金支払となるケースにおいて、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住地国の届出が必要となります。

CRSに基づく居住地国届出対象保険種類
個人年金保険、養老保険、変額保険（有期型）、連生収入保障保険

## 〈3〉契約者への説明

以下の場合、契約者は契約締結時に解約返戻金について書面の交付・説明を受け、了知・確認しています。払済請求時はその内容を確認いただいたうえで、契約者欄へ契約者の署名（法人契約の場合は押印も必要）をいただきます。

保険種類	説明事項
・低解約返戻金型終身保険 ・低解約返戻金型定期保険 ・特定疾病前払式終身保険（Ⅱ型）	払済時に解約返戻金が低く抑えられる
・変額保険（V1）（就労不能・介護保障型） ・変額保険（V2）（死亡保障型）	保険料の払込年月数 および保険契約の経過年月数が5年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金に解約控除がかかります。

## 8. 内容変更同時新契約

新契約の成立を要件として既契約を減額・特約解約・払済保険に変更する処理のことをいいます。

### 〈1〉取扱範囲

減額（特約減額を含む）・特約解約・払済保険の取扱いが可能です。  
（※内容変更予約の場合は主契約の減額、特約解約のみ取り扱いが可能です。）

### 〈2〉注意事項

#### (1) 効力発生日

新契約の責任開始日の前日となります。

※ただし、新契約が終身がん保険（C2）（C3）の内容変更新契約の場合、効力発生日は保険始期日の前日となるため、がんの保障の空白期間が発生します。

（内容変更予約の場合は、責任開始日の前日が効力発生日となります。）

## (2) 請求書類の提出

新契約申込書と契約内容変更・訂正請求書は必ずセットにして、同時新契約（もしくは予約同時新契約）であることがわかるようにひまわり生命へ提出します。セットで提出しないと同時新契約（もしくは予約同時新契約）の取り扱いとならず、通算超過による新契約不成立や新契約成立前の内容変更処理による保障減少等の事態が発生します。

## (3) 内容変更処理のタイミング

内容変更同時新契約・定期後加入については新契約成立後、内容変更予約については、責任開始日が到来してから内容変更処理を行います。（内容変更する契約については、責任開始日が属する月まで旧保険料が請求されます。）

## (4) 新契約不成立時の取り扱い

ひまわり生命から代理店へ連絡します。契約者へ内容変更手続きの取り消しを行うか否か確認してください。保険証券はひまわり生命から契約者へ返却します。

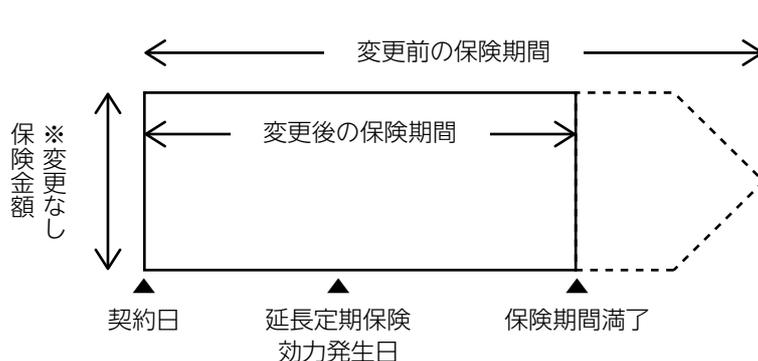
## 〈3〉契約者への説明

.....  
契約者に「内容変更同時新契約・変換等の確認欄」に記載されている以下の不利益となる事項や、ご了承いただきたい事項について説明し、契約者欄に署名（法人契約の場合は押印も必要）いただきます。

- ① 保全請求書類に不備が無い場合、既契約の各種返戻金の支払処理は新契約成立日の原則、翌々営業日に行われ、口座着金はその翌日以降となること。
- ② 既契約の返戻金等の支払が遅延することによって付利される遅延利息の起算日も新契約成立日の翌営業日となること。
- ③ 既契約についての内容変更の効力発生日は新契約の責任開始日前日となること。
- ④ 新契約が保険期間の始期から保障開始までの待ち期間を定めたがん保険および特約付加契約の場合、保険期間の始期から90日間経過するまで、新契約の一部保障が免責となること。
- ⑤ 医療（08）用先進医療特約付医療保険（08）から死亡保険金不担保特則付医療保険（MI-01）へ変換する場合、先進医療給付金の通算支払限度・保険料が変更され、特約の規定適用上、変換前契約と変換後契約の保険期間は継続した保険期間とみなすこと。また変換後契約の第1回保険料充当金領収日（変換日）より前に医師の診察を受けていた疾病または傷害を直接の原因として変換日から1年以内に先進医療を受けた場合、先進医療給付金は変換前契約の支払限度である1,000万円を支払限度とすること。

## 9. 延長保険

- ・延長保険とは、保険料の払い込みを中止して、そのときの解約返戻金をもとに、新たな保険期間を設定し、現契約と同じ保険金額（契約者貸付や自動振替貸付の残高がある場合は、それらの元利合計額を差し引きます）の一時払の定期保険に変更することができます。
- ・被保険者の同意は不要です。
- ・変更後、保険料の払い込みを行わずに契約の継続が可能のため、保険料の払い込みが困難となった場合の制度としてご利用いただけます。



### 〈1〉取扱範囲

#### (1) 取扱条件

取り扱える保険種類は以下のとおりです。

- ・終身保険
- ・低解約返戻金型終身保険
- ・特定疾病前払式終身保険
- ・養老保険
- ・連生終身保険（現在販売している連生終身保険（自由設計型）は延長保険に変更できません）
- ・特定疾病保障終身保険
- ・変額保険（終身型）
- ・変額保険（有期型）

(注) 対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。  
試算依頼時に再確認を行ってください。

#### (2) 取扱制限

以下の場合は取り扱いできません。

- ①特別条件付保険特約が付加されている場合で、特別保険料払込期間中、または保険金削減期間中の保険契約
- ②延長保険期間が1年未満となる場合
- ③保険料払込終了契約
- ④責任開始期に関する特約が付加されている契約で、初回保険料（誕生日特則が付帯された契約の場合は2回目保険料も含む）が未入金の場合

## 〈2〉注意事項

---

### (1) 効力発生日

完備した請求書類の以下いずれか早い日となります。

- ①代理店受付日
- ②取扱営業店・カスタマーセンター到着日

### (2) 変更後の保険種類

- ・変額保険の場合は、定額延長定期保険に変更されます。
- ・定額保険の場合は、延長定期保険に変更されます。

### (3) 延長保険金額

効力発生日現在の原保険契約の主契約保険金額とします。

ただし契約者貸付・保険料自動振替貸付の残高がある場合は、その元利合計額を原保険契約の主契約保険金額から控除した金額とします。

また、貸付金残高のある契約は、原保険契約の主契約保険金額より、貸付元利金を差引いた金額を上限とします。

### (4) 特約の消滅

特約の解約返戻金が延長保険金額の算出に充当されますので、延長保険に変更すると年金支払特約・指定代理請求特約・リビング・ニーズ特約以外の特約は、すべて消滅します。

### (5) 契約者貸付

延長保険へ変更後は、契約者貸付を受けることができません。

### (6) 減額

延長保険に変更後は、保険金額の減額はできません。

### (7) 変額保険の特例

#### ①特別勘定の停止

変額保険を定額延長保険に変更した場合は、特別勘定での運用は行いません。

#### ②定額延長保険の取消

変額保険の場合は、定額延長保険に変更後に、その効力発生日の属する月の末日までに以下の事由が発生したときは、その定額延長保険への変更はなかったものとします。

- 1) 被保険者が死亡した場合
- 2) 高度障害保険金が支払われる場合
- 3) 保険料の払込が免除される場合

### (8) 延長保険変更後の保険期間および満期生存給付金

- ・延長保険変更の効力発生日現在の解約返戻金額をもとに保険期間を計算します。
- ・延長保険の保険期間は、原保険契約の保険期間を超えることができません。
- ・原保険契約が変額保険（終身型）の場合は、保険料払込期間を超えることができません。
- ・延長保険の保険期間が原保険契約の保険期間を超えるときは、原契約の保険期間満了日までとし、余った解約返戻金をもとに「満期生存保険金」（変額保険の場合は、「生存給付金」）を付加します。付加できる「満期生存保険金」または「生存給付金」が、なお延長保険金額を超える場合には、残余金として契約者に支払います。

## (9) CRSに基づく居住地国の確認

CRSに基づく居住地国届出対象となる下表の保険種類の契約で返戻金支払となるケースにおいて、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合は、居住地国の届出が必要となります。

CRSに基づく居住地国届出対象保険種類
養老保険、変額保険（有期型）

## 〈3〉契約者への説明

以下の場合、契約者は契約締結時に解約返戻金について書面の交付・説明を受け、了知・確認しています。延長請求時はその内容を確認いただいたうえで、契約者欄へ契約者の署名（法人契約の場合は押印も必要）をいただきます。

保険種類	説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・低解約返戻金型終身保険</li> <li>・特定疾病前払式終身保険（Ⅱ型）</li> </ul>	延長時に解約返戻金が低く抑えられる

# 10. 生年月日訂正・性別訂正

被保険者、契約者（こども保険）の生年月日・性別は、保険契約締結上きわめて重要な要素です。万一契約年齢・性別の誤りが発見された場合は訂正を行います。

## 〈1〉取扱範囲

すべての保険種類で取り扱いが可能です。

## 〈2〉注意事項

### (1) 生年月日訂正の対応

契約年齢の訂正		対応
不要	・生年月日を訂正します	
必要	訂正後の年齢が取扱規定範囲内 <sup>※</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訂正後の契約年齢にて保険料計算のうえ訂正します</li> <li>・既払込み保険料に過不足がある場合、精算（徴収・返戻）します</li> </ul>
	訂正後の年齢が取扱規定範囲外 <sup>※</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低契約年齢に到達した日（変額保険の場合、その翌月1日）を契約日とし、訂正後の契約年齢にて保険料計算のうえ訂正します</li> <li>・既払込み保険料に過不足がある場合、精算（徴収・返戻）します</li> </ul>
	訂正後の年齢が取扱規定範囲外	<ul style="list-style-type: none"> <li>■判明時においても最低契約年齢に到達していない場合</li> <li>・保険契約を無効とします</li> <li>・既払込み保険料を返戻する *無利息</li> </ul>

※責任開始期に関する特約が付加されている契約で、初回保険料（誕生日特則が付帯された契約の場合は2回目保険料も含む）が未入金の場合は初回保険料のお払込みが必要です。

## (2) 性別訂正の対応

- ①実際の性別により保険料を訂正します。
- ②既払込み保険料の過不足を精算（徴収・返戻）します。
- ③責任開始期に関する特約が付加されている契約で、初回保険料（誕生日特則が付帯された契約の場合は2回目保険料も含む）が未入金の場合は初回保険料のお払込みが必要です。

## (3) 効力発生日

契約締結当時、新契約取扱規定の最低契約年齢に達していなかったが、誤りの事実が発見されたときには契約年齢に達していた場合

- ①変額保険の場合、最低契約年齢に達した日の属する月の翌月1日
  - ②変額保険以外の場合、最低契約年齢に達した日
- 上記以外の場合は契約日となります。

## (4) 保険料変更の適用

書類一式を受領後（代理店または取扱営業店・カスタマーセンター）に到来する保険料払込み方法（月払、半年払、年払）に応じた契約応当日

## (5) 変更時差額金

訂正後の保険料が訂正前の保険料より高い場合は、保険料変更日までの保険料差額と次回保険料差額を徴収します。

訂正後の保険料が訂正前の保険料よりも低い場合は、既払い込み保険料差額を返金します。

# 11. 個人年金保険の内容変更

個人年金保険については、一般の個人保険にはない内容変更項目がありますので、本項でまとめて説明します。

## 〈1〉内容変更の種類と取扱方法等

内容変更は年金支払日前に限り、取り扱いは新契約取扱規定に準じます。

内容変更の種類	取扱方法	必要書類
特約の中途付加	<ul style="list-style-type: none"><li>■付加することができる特約<ul style="list-style-type: none"><li>・定期保険特約</li><li>・災害死亡特約（定期保険特約付加が条件）</li></ul></li><li>*無選択加入特則が付加された契約は、中途付加はできません。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li><li>■契約内容変更・訂正請求書</li><li>■告知書・取扱者報告書</li><li>■【特約中途付加専用】重要事項説明等確認書</li></ul>
税制適格特約の中途付加	<ul style="list-style-type: none"><li>■付加条件（確定年金）<ul style="list-style-type: none"><li>・年金受取人は、契約者またはその配偶者</li><li>・年金受取人と被保険者同一</li><li>・保険料払込期間10年以上</li><li>・年金支払開始日の被保険者の年齢が60歳以上かつ年金支払期間が10年以上</li></ul></li><li>（保証期間付終身年金）<ul style="list-style-type: none"><li>・年金受取人は、契約者またはその配偶者</li><li>・年金受取人と被保険者同一</li><li>・保険料払込期間10年以上</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li><li>■契約内容変更・訂正請求書</li></ul>

内容変更の種類	取扱方法	必要書類
保険料払込期間の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 払込期間を短縮する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本年金額は変更前と同額</li> <li>・ 責任準備金差額、ただし3年未満の契約は既払込保険料差額とその利息（年利6%）を徴収</li> <li>・ 次回保険料差額を徴収</li> </ul> </li> <li>■ 払込期間を延長する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本年金額を増額</li> </ul> </li> <li>■ 変更時に責任準備金と貸付金残高の相殺は行われない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li> <li>■ 契約内容変更・訂正請求書</li> <li>■ 払込期間を延長する場合 告知書・取扱者報告書</li> <li>■ 公的書類<sup>*1</sup> (支払額が500万円超の場合)</li> </ul>
基本年金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本年金額が36万円を下回る場合は取扱不可</li> <li>■ 減額時の解約返戻金と貸付金残高の相殺は行われない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li> <li>■ 契約内容変更・訂正請求書</li> <li>■ 公的書類<sup>*1</sup> (支払額が500万円超の場合)</li> </ul>
払済年金保険への変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 払済年金保険の基本年金額が6万円に満たない場合は取扱不可</li> <li>■ 減額時の解約返戻金と貸付金残高の相殺は行われない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li> <li>■ 契約内容変更・訂正請求書</li> </ul>
年金種類の変更 ・ 保証期間付終身年金 ・ 確定年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 変更後の基本年金額を改めます（終身年金から確定年金へ変更する場合は変更後の支払期間も請求書に記入します）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li> <li>■ 契約内容変更・訂正請求書</li> </ul>
年金の型の変更 (定額型・逡増型5%単利)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保証期間付終身年金の場合のみ、変更後の基本年金額を改めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li> <li>■ 契約内容変更・訂正請求書</li> </ul>
年金支払期間変更 (5・10・15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確定年金の場合のみ、変更後の基本年金額を改めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li> <li>■ 契約内容変更・訂正請求書</li> </ul>
年金支払開始日の繰り下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 繰り下げは歳単位55,60,65,70,75歳のみ取り扱い（変更後の基本年金額を改めます）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li> <li>■ 契約内容変更・訂正請求書</li> </ul>
保証期間の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取扱不可</li> </ul>	—
復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 払済年金保険に変更した日、または基本年金額を減額した日からその日を含めて3年以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別保険証券<sup>*4 *5</sup></li> <li>■ 契約内容変更・訂正請求書</li> <li>■ 告知書・取扱者報告書</li> </ul>

※1 以下いずれかの写しが必要です。

運転免許証、パスポート<sup>\*6</sup>、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード（表面）<sup>\*3</sup>、身体障害者手帳、資格確認書<sup>\*2</sup>、老人手帳（医療受給者証）または証書、後期高齢者医療資格確認書

※2 「資格確認書」の取扱いについて

写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号（読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む）を復元できない程度にマスキングしてください。

※3 「マイナンバーカード」の取扱いについて

写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。

※4 保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。

ただし、対面手続きで次の条件を満たす場合は、提出不要です。

- ・ 法人契約でないこと
- ・ 親権者および後見人等からの請求でないこと
- ・ 質権契約でないこと
- ・ 支払金額が500万円以下であること
- ・ 対面で契約者の本人確認を実施していること
- ・ 犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること
- ・ 本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること  
(ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名

※5 保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。

ただし、契約者変更が発生している場合は、別人（別法人）からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。

※6 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。

## 〈2〉注意事項

---

### (1) 効力発生日

効力発生日は、請求書類一式が取扱営業店に到着した日（取扱者が受け付けた場合は、取扱者受付日）となります。

ただし、復旧の場合は以下のいずれか遅い日が効力発生日となります。

- ①復旧時の差額徴収金の領収日
- ②告知日

### (2) CRSに基づく居住地国の確認

返戻金支払となるケースにおいて、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住地国の届出が必要となります。

## 〈3〉税制適格特約が付加されている場合の取扱制限

---

### (1) 個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合

次の内容変更は取り扱いできません。

- ①年金受取人の変更
  - ②保険料の払込期間を10年未満へ短縮
  - ③年金種類が確定年金で、年金支払開始日における被保険者の年齢を60歳未満へ変更
  - ④5年確定年金へ変更
  - ⑤契約日から10年未満の払済年金保険へ変更
  - ⑥税制適格特約のみ解約
- ※年金受取人（＝被保険者）または、年金受取人（＝被保険者）の配偶者以外への契約者変更を行う場合、税制適格特約は消滅します。留保金がある場合は、同時に支払を行います。

### (2) 減額・特約解約・期間変更・その他返戻金の支払

税制適格特約が付加されている契約の場合、返戻金があっても支払われません。返戻金は、所定の利率で積立てられ、年金支払開始時の増額年金の一時払保険料に充当されます。また保険契約が消滅する場合には、その時点での積立金が返戻金として支払われます。

## 12. 手続き

内容変更に必要な書類は以下のとおりです。

### 〈1〉方法

すみやかに以下いずれかの対応をします。

#### ① 営業サポートセンターへ内容変更手続きを依頼する

営業サポートセンターからカスタマーセンター経由で契約者宛てに必要な書類を送付しますので、契約者から同封の返信用封筒で本社に返送していただきます。

なお、営業サポートセンターでは、減額、特約中途付加の一部<sup>\*</sup>、払済保険や延長保険への変更、期間変更のみ受け付け可能です。

<sup>\*</sup> 指定代理請求特約の中途付加や、リビング・ニーズ特約を付加する場合

#### ② 契約者から必要書類を取り付け、取扱営業店へ提出する

取扱営業店に、取扱可否の照会と、取扱可能な場合は、徴収（返戻）金額や必要書類を確認のうえ、請求書発行を依頼します。必要書類は契約者から取り付け、すみやかに取扱営業店に提出します。

### 〈2〉必要書類

#### ■ 必要書類（特約中途付加、増額、型変更、生年月日性別訂正の場合）

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	特約中途付加	増額	医療用新先進医療特約への交換	型変更	生年月日・性別訂正	備考
契約内容変更訂正請求書	○	○	○	○	○	原則として機械作成請求書を使用しますが、機械作成請求書が使用できない場合は「契約内容変更訂正請求書（中途付加・増額・期間変更・型変更・復旧用）」（ワープロ帳票 802375）を使用します。 生年月日性別訂正の場合は、「ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書」（印刷物番号：802664）を使用します。
保険証券	△ <sup>*1</sup>	△ <sup>*1</sup>	○ <sup>*6</sup>	○ <sup>*6</sup>	○	・保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。 ただし、契約者変更が発生している場合は、別人（別法人）からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。 ・一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿となります。
告知書・取扱者の報告書	○	○	×	△	×	保険種類に応じた新契約用を使用します。
特約中途付加専用・重要事項説明等確認書	○	×	×	×	×	
従たる被保険者の付保同意書	△	△	×	△	×	従たる被保険者の保障が増える場合に必要です。 従たる被保険者全員からそれぞれ取り付けます。

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	特約中途付加	増額	医療用新先進医療特約への変換	型変更	生年月日・性別訂正	備考		
名義変更請求書	△	×	×	×	×	受取人の変更が必要な特約 <sup>※2</sup> の中途付加の場合に必要です。		
契約者の公的書類 <sup>※3</sup> ・ 印鑑証明書	△	△	△	△	△	・印鑑証明書は発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。		
							証券あり	証券なし
						支払金額 500万円 以下	不要	契約者の公的書類 (法人契約の場合は 印鑑証明書原本 <sup>※7</sup> )
支払金額 500万円 超	契約者の公的書類 (法人契約の場合は 不要)	契約者の公的書類 (法人契約の場合は 印鑑証明書原本 <sup>※7</sup> )						
内容変更同意通知書 兼支払指図書 (帳票番号650672)	△	△	△	△	×	質権設定契約の場合に必要です。		
質権設定承認請求書 兼質権設定請求書(回収)	△	△	△	△	×	質権設定契約の場合に必要です。		
本人確認書・ 本人確認書類	△	×	×	△	△	・養老保険特約を中途付加する場合は、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が必要です。 詳細は、29. 本人確認を参照してください。		
公的書類	×	×	×	×	○	以下いずれかの写しが必要です。 運転免許証、パスポート <sup>※8</sup> 、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード(表面) <sup>※5</sup> 、身体障害者手帳、資格確認書 <sup>※4</sup> 、老人手帳(医療受給者証)または証書、後期高齢者医療資格確認書		
コンビニ払込票 または 振込依頼書	○	○	○	△	△	内容変更徴収金が発生した場合は、お払込みが必要です。		

- ※1 以下のケースを除き保険証券の提出は不要です。  
・契約者変更、生年月日訂正、性別訂正と同時に手続きする場合  
・質権付契約
- ※2 医療保険(01)用がん入院特約・養老保険特約などの中途付加、がん保険(2010)BII型へのがん死亡特約の中途付加の場合
- ※3 契約者の公的書類は、次の書類いずれかの写しを提出します。  
運転免許証、資格確認書<sup>※4</sup>、パスポート<sup>※8</sup>、マイナンバーカード(表面)<sup>※5</sup>、運転経歴証明書等
- ※4 「資格確認書」の取扱いについて  
写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号(読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む)を復元できない程度にマスキングしてください。

- ※5 「マイナンバーカード」の取扱いについて  
写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。
- ※6 保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。  
ただし、対面手続きで次の①または②の条件を満たす場合は提出不要です。

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人契約でないこと</li> <li>・親権者および後見人等からの請求でないこと</li> <li>・質権契約でないこと</li> <li>・支払金額が500万円以下であること</li> <li>・対面で契約者の本人確認を実施していること</li> <li>・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること</li> <li>・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること (ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特約中途付加と同時の手続きであること</li> </ul>

- ※7 印鑑証明書は写し（発行日から6か月以内）の提出でも取扱可能とします。  
なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください（縮小不可）。
- ※8 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。

■必要書類（減額・特約解約、保険期間・払込期間の変更、払済保険・延長保険への変更の場合）

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	減額・特約解約	保険期間・払込期間の変更	払済保険への変更	延長保険への変更	備考		
契約内容変更訂正請求書	○	○	○	○	原則として機械作成請求書を使用しますが、機械作成請求書が使用できない場合は、手続きに応じた請求書を使用します。 「契約内容変更訂正請求書（特約の解約・減額・払済・延長用）」（ワープロ帳票802374） 「契約内容変更訂正請求書（中途付加・増額・期間変更・型変更・復旧用）」（ワープロ帳票802375）		
保険証券 <sup>※3</sup>	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。</li> <li>ただし、契約者変更が発生している場合は、別人（別法人）からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。</li> <li>・一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿となります。</li> </ul>		
一括契約用 保全請求明細書（内変）	△	△	△	△	一括契約の場合に必要です。		
契約者の公的書類 <sup>※1</sup> ・ 印鑑証明書	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑証明書は発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。</li> </ul>		
						証券あり	証券なし
					支払金額 500万円以下	不要	契約者の公的書類 （法人契約の場合は 印鑑証明書原本 <sup>※5</sup> ）
支払金額 500万円超	契約者の公的書類 （法人契約の場合は 不要）	契約者の公的書類 （法人契約の場合は 印鑑証明書原本 <sup>※5</sup> ）					

必要書類	減額・特約解約	保険期間払込期間の変更	払済保険への変更	延長保険への変更	備考
告知書・取扱者の報告書	×	△	×	×	個人年金保険、連生収入保障保険で払込期間延長、払込期間短縮にて年金原価が増額する請求の場合必要です。
契約内容変更同意通知書 兼支払指図書 (帳票番号650672)	△	△	△	△	質権設定契約の場合に必要です。
質権設定承認請求書 兼質権設定請求書(回収)	△	△	△	△	質権設定契約の場合に必要です。
コンビニ払込票 または 振込依頼書	△	△	×	×	内容変更徴収金が発生した場合は、お払込みが必要です。
特定取引に関する届出書 【保全用(個人)または (法人)】	△	×	△	△	CRSに基づく居住地国届出対象となる保険種類の契約において、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合(「確認済の確認」としない場合)は、居住地国の届出が必要となります。

- ※1 契約者の公的書類は、次の書類いずれかの写しを提出します。  
運転免許証、資格確認書<sup>\*2</sup>、パスポート<sup>\*8</sup>、マイナンバーカード(表面)<sup>\*3</sup>、運転経歴証明書等
- ※2 「資格確認書」の取扱いについて  
写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号(読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む)を復元できない程度にマスキングしてください。
- ※3 「マイナンバーカード」の取扱いについて  
写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。
- ※4 保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。  
ただし、対面手続きで次の条件を満たす場合は、提出不要です。  
【内容変更同時新契約、変換、定期後加入の手続きの場合】  
・既契約契約者＝新契約契約者もしくは新契約被保険者であること  
・新契約申込み時に面談にて本人確認済みであること  
・支払金額が500万円以下であること  
【内容変更同時新契約、変換、定期後加入の手続き以外の場合】  
次の①または②の条件を満たす場合は提出不要です。

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人契約でないこと</li> <li>・親権者および後見人等からの請求でないこと</li> <li>・質権契約でないこと</li> <li>・支払金額が500万円以下であること</li> <li>・対面で契約者の本人確認を実施していること</li> <li>・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること</li> <li>・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること (ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特約中途付加と同時の手続きであること</li> </ul>

- ※5 印鑑証明書は写し(発行日から6か月以内)の提出でも取扱可能とします。  
なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください(縮小不可)。

### 〈3〉返戻金等の支払い

返戻金等の支払いが発生する手続きにおいては、契約者へ以下のとおり支払いを行います。

支払日	■完備した請求書類の弊社到着日の当日を含め3営業日目に電信扱いで振込みます。 ■完備した請求書類が会社（代理店を含む）に到着した日の翌日から5営業日までに契約者指定の口座に着金できない場合は、超過日数分の遅延利息（年利3%）を支払います。
支払方法	銀行振込（ゆうちょ銀行を含む）のみとし、払出証書での支払は取り扱いません。

### 〈4〉手続き完了

送付先	送付物	送付時期
代理店	・ひまわりオンラインに掲載 * 手続き完了後反映	手続き完了後 5営業日以内に 弊社から発送 します。
契約者	・手続き完了のお知らせ ・保険証券（変更後の保障内容を記載）	

### 〈5〉過剰入金等の返金

変更前の保険料が当社に入金された場合、弊社で入金確認後、契約者へ返金します。

## 13. 健康☆チャレンジ! (保険料率変更請求)

- ・契約者は所定の保険期間において適用保険料率を変更することができます。
- ・被保険者の喫煙状況および健康状態等 (告知内容・血圧値・BMI等) をもとに当社が引受可否を決定します。
- ・適用保険料率は新契約時に遡って適用し、遡って計算した保険料差額相当額を契約者に「健康チャレンジ祝金」としてお支払いします。

### 〈1〉取扱保険範囲

#### (1) 取扱保険種類

健康チャレンジ可能な保険種類は以下のとおりです。

- ・無解約返戻金型収入保障保険
- ・無解約返戻金型定期保険
- ・低解約返戻金型定期保険

\* 申込日および契約日が2018年4月2日以降となる契約に限ります。

\* 無配当定期保険および5年ごと利差配当付定期保険、定期保険特約は取扱いできません。

#### (2) 取扱条件

健康チャレンジ可能な条件は以下のとおりです。

- ① 保険種類が無解約返戻金型収入保障保険・低解約返戻金型定期保険・無解約返戻金型定期保険であること
- ② 契約日から2年経過後～5年以内であること (健康チャレンジ時の告知日が基準)
- ③ 前回のチャレンジ (告知日) から1年以上経過していること
- ④ 特別条件 (特別保険料領収法・保険金削減支払法・特定高度障害不担保法) が適用されていないこと (削減期間が1～4年の契約は、削減期間終了後にチャレンジ可能)
- ⑤ 健康チャレンジ時点で健康体料率特約の付加基準を満たしていること
- ⑥ 変換契約・定期後加入の契約でないこと
- ⑦ 質権付の契約でないこと (低解約返戻金型定期保険のみ)
- ⑧ 一括契約でないこと
- ⑨ 任意再保険に出再した契約でないこと
- ⑩ 払済保険でないこと

\* お申出時にご提出いただいた告知書や健康診断結果通知書写等が「健康体基準」を満たし、当社の定める範囲内である場合も、新契約のお申込後、追加契約または復活時の告知、保険金請求等のご請求内容により、保険料率変更不可となる可能性があります。

### 〈2〉必要書類

健康チャレンジの請求方法はWeb (MYひまわり) 手続きと書面 (請求書及び告知書) 手続きの2種類があります。

契約形態によって請求方法と送付物 (実施案内) が異なります。

## (1) 本社から契約者へ送付する書類

契約形態	契約者と被保険者が同じ契約 かつ 医的資料パターンが簡易定健*	左記以外
請求方法	・Web (MYひまわり) 手続き または ・書面 (請求書及び告知書) 手続き	・書面 (請求書及び告知書) 手続きのみ
送付物種類	ハガキ (Web 手続き方法を記載)	封書 (ご案内、請求書、告知書、記入例、返信用封筒を送付)

※ Web (MYひまわり) で手続きができない後見人契約、質権設定契約等は、封書を送付します。

## (2) 提出書類

Web 手続き	Web (MYひまわり) からの手続き (書類の提出は不要)
書面手続き	・健康☆チャレンジ! 保険料率変更請求書 ・告知書 (健康☆チャレンジ! 専用) ・医的資料 ※下記参照

新契約時の年齢と診査基準Sに応じた2パターン (「健診結果記入用紙」「健康診断結果通知書・人間ドック成績表 (下表、定健・ドック) の写し) での対応となります。

契約年齢	診査基準S (契約毎に判定、 通算不要)	医的資料の対応		医的資料 パターン
		健診結果 記入用紙	定健・ドック の写し	
20歳～49歳	6,000万円以下	◎	○	簡易定健
	6,000万円超	取扱不可	◎	定健・ドック
50歳～65歳	5,000万円以下	◎	○	簡易定健
	5,000万円超	取扱不可	◎	定健・ドック

### 【記号の見方】

- ◎：必要書類
- ：健診結果記入用紙に代えて対応可能

※医的資料パターンはひまわりオンラインのトップメニュー>照会>一般照会>保険内容照会の「健康☆チャレンジ新契時判定」で確認できます。

### 【ご注意】

医的資料パターンが「定健・ドック」の契約は、「健康診断結果通知書または人間ドック成績表の写し」の提出が必要です。

2021年9月29日以前に送付した案内で「健診結果記入用紙」を提出された場合も、「健康診断結果通知書または人間ドック成績表の写し」の提出を依頼します。

### (3) 送付時期

#### ■お客さまへの送付時期

初回	契約日から2年後	
2回目以降	一度もチャレンジされたことのないお客さま	2回目：契約日から3年後 3回目：契約日から4年後 最終回：契約日から4年10か月後
	一度でもチャレンジされたことのあるお客さま (非喫煙者健康体料率適用者以外)	前回チャレンジから1年後 上記以降、約1年毎に契約日から5年以内

\* 健康チャレンジ対象者情報とご案内の発送状況は、代理店にひまわりToDoリストでお知らせします。  
代理店はこのタイミングでお客さまに健康チャレンジをおこなっていただくようアフターフォローを実施します。

### 〈3〉医的査定

新契約査定と同様の基準に基づいて保険料率を決定します。

必要な書類は<2> (2)「提出書類」を参照してください。

### 〈4〉健康チャレンジ祝金（保険料差額相当額）

医的査定の結果、それぞれ以下の保険料率適用となった場合、新契約時に遡って適用保険料率を変更し、健康チャレンジ祝金として保険料差額相当額を契約者にお支払いします。なお、保険料前納をしている場合は、未経過保険料の差額分を別途、返金します。

\* 健康チャレンジ祝金は、本社承認日時点で入金されている旧保険料と新保険料の差額を基準に計算します。

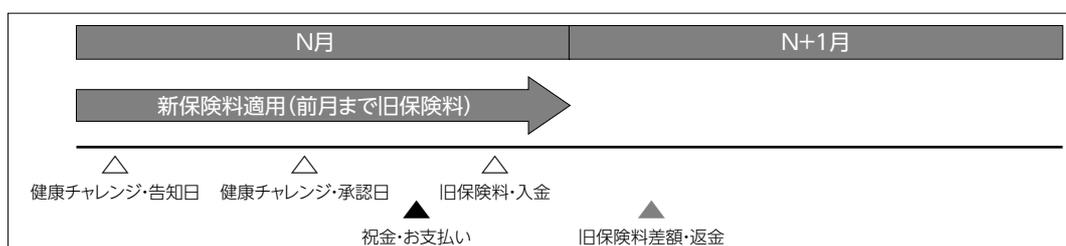
(医的査定の結果、変更後の保険料率が高くなる変更は起こりません)

\* 下表以外の料率変更は取り扱いません。

現在の保険料率	変更後の保険料率
健康体料率特約を適用しない保険料率	喫煙者健康体保険料率
	非喫煙者標準体保険料率
	非喫煙者健康体保険料率
喫煙者健康体保険料率	非喫煙者健康体保険料率
非喫煙者標準体保険料率	非喫煙者健康体保険料率

### 〈5〉適用保険料率の変更

新保険料は、健康チャレンジの本社承認日以降に、最初に入金される保険料から適用されます。したがって、本社承認日時点で、既に次回保険料が旧保険料で請求されている場合は、本社着金日の翌月に差額を返金します。



## 〈6〉健康チャレンジ査定完了後の通知物

健康チャレンジ査定完了後は、以下のとおり、契約者あてに通知物を送付します。

健康チャレンジ結果については、ひまわりToDoリストでの配信またはひまわりオンラインの保全タブから異動連絡メニューで確認できます。

保険料率に変更となるお客さま	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康チャレンジ結果通知（祝金お支払い案内）</li><li>・新保険証券</li><li>・MYひまわり紹介チラシ</li></ul>
保険料率に変更とならないお客さま	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康チャレンジ結果通知</li><li>・MYひまわり紹介チラシ</li></ul>

## 〈7〉健康チャレンジ履歴

ひまわりオンライン>トップメニュー>保全>保全の照会>帳票発送契約照会で「送付帳票名」を「健康☆チャレンジ!」と指定すると、健康チャレンジ履歴画面を表示します。

お客さま向け通知物の送付状況や請求手続きの有無等を確認できます。

## 14. 禁煙☆チャレンジ! (保険料率変更請求)

- ・契約者は所定の保険期間において適用保険料率を変更することができます。
- ・被保険者の喫煙状況等をもとに当社が引受可否を決定します。
- ・新保険料率は当社で請求を受付けた翌月から適用します。

※契約日に遡った差額保険料の返金はありません。

### 〈1〉取扱保険範囲

#### (1) 取扱保険種類

禁煙チャレンジ可能な保険種類は以下の通りです。

- ・終身がん保険 (C2) (がん治療給付型)
- ・終身がん保険 (C3) (がん診断給付型)

\* 喫煙者保険料率を適用した主契約・特約に限ります。標準保険料率を適用した主契約・特約は取扱いできません。

\* 新がん先進医療特約は取扱いできません。

#### (2) 取扱条件

禁煙チャレンジ可能な条件は以下の通りです。

- ①保険種類が終身がん保険 (C2) (がん治療給付型)・終身がん保険 (C3) (がん診断給付型) であること
- ②契約日から1年経過後～5年以内であること (禁煙チャレンジ時の告知日が基準)
- ③保険料率変更の申し出の際に支払事由に該当していないこと

\* 保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況が当社の定める範囲内であっても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。

### 〈2〉必要書類

禁煙チャレンジの請求方法はWeb (MYひまわり) 手続きと書面 (請求書兼告知書) 手続きの2種類があります。

契約形態によって請求方法と送付物 (実施案内) が異なります。

#### (1) 本社から契約者へ送付する書類

契約形態	契約者と被保険者が同じ契約*	契約者と被保険者が異なる契約
請求方法	・Web (MYひまわり) 手続き または ・書面 (請求書兼告知書) 手続き	・書面 (請求書兼告知書) 手続きのみ
送付物種類	ハガキ (Web 手続き方法を記載)	封書 (ご案内、請求書兼告知書、記入例、返信用封筒を送付)

※契約者と被保険者が同一でも、MYひまわりで手続きできない後見人契約等は、封書を送付します。

#### (2) 必要書類

Web 手続き	MYひまわり (Web サービス) からの手続き (書類の提出は不要)
書面 手続き	禁煙☆チャレンジ! 保険料率変更請求書兼告知書

### (3)送付時期

#### ■お客さまへの送付時期

初回	取扱開始（契約日の1年後）にあわせて
2～4回目	毎年、契約月の前月1日
最終回	取扱終了月の前月1日

\*禁煙チャレンジ対象者情報とご案内の発送状況は、代理店にひまわりToDoリストでお知らせします。  
代理店はこのタイミングでお客さまに禁煙チャレンジをおこなっていただくようアフターフォローを実施します。

### 〈3〉適用保険料率の変更

新保険料は、当社でお手続きを受付けた翌月の保険料から適用されます。

契約日に遡った差額保険料の返金はありません。

ただし、年・半年払契約の未経過期間分の保険料や保険料率変更後の過剰入金の保険料に対する返金は発生しません。

### 〈4〉禁煙チャレンジ結果の通知

本場で禁煙チャレンジ結果を判定し、契約者に「禁煙チャレンジ結果通知」を送付します。

成功時、結果通知には新証券も同封します。

禁煙チャレンジ結果については、ひまわりオンラインの保全タブから異動連絡メニューで確認できます。

### 〈5〉禁煙チャレンジ履歴

ひまわりオンライン>トップメニュー>保全>保全の照会>帳票発送契約照会で「送付帳票名」を「禁煙☆チャレンジ!」と指定すると、禁煙チャレンジ履歴画面を表示します。

お客さま向け通知物の送付状況や請求手続きの有無等を確認できます。

## 15. 健康☆チャレンジ! (健康ステージ変更請求)

- ・契約者は所定の保険期間において適用する健康ステージを変更することができます。
- ・被保険者の喫煙状況および健康状態等（告知内容・血圧値・BMI等）をもとに当社が引受可否を決定します。
- ・健康ステージが変更となった場合、当社で請求を受付けた翌月以後の第1保険期間中は、変更後の健康ステージに応じた健康積立金を積立金に毎月加算します。ただし、ご契約内容によっては、チャレンジする健康ステージにおいて健康積立金が発生しない場合やごくわずかな場合があります。

### 〈1〉取扱保険範囲

#### (1) 取扱保険種類

健康チャレンジ可能な保険種類は以下のとおりです。

- ・変額保険 (V1) (就労不能・介護保障型)
- ・変額保険 (V2) (死亡保障型)

#### (2) 取扱条件

健康チャレンジ可能な条件は以下のとおりです。

- ①保険種類が変額保険 (V1) (就労不能・介護保障型)、変額保険 (V2) (死亡保障型) であること
- ②契約日から2年経過後～5年以内であること (健康☆チャレンジ!時の告知日が基準)
- ③特別条件が適用されていないこと (※販売開始時には特別条件の取り扱いはありません。)
- ④健康☆チャレンジ!時点で健康ステージを適用する場合の特則を付加する条件を満たしていること
- ⑤任意再保険に出再した契約でないこと

\*お申出時にご提出いただいた告知書や健康診断結果通知書写等が「健康体基準」を満たし、当社の定める範囲内である場合も、新契約のお申込後、追加契約または復活時の告知、保険金請求等のご請求内容により、健康ステージ変更不可となる可能性があります。

### 〈2〉必要書類

健康チャレンジの請求方法はWeb (MYひまわり) 手続きと書面 (請求書及び告知書) 手続きの2種類があります。

契約形態によって請求方法と送付物 (実施案内) が異なります。

#### (1) 本社から契約者へ送付する書類

契約形態	契約者と被保険者が同じ契約 かつ 医的資料パターンが簡易定健*	左記以外
請求方法	・Web (MYひまわり) 手続き または ・書面 (請求書及び告知書) 手続き	・書面 (請求書及び告知書) 手続きのみ
送付物種類	ハガキ (Web手続き方法を記載)	封書 (ご案内、請求書、告知書、記入例、返信用封筒を送付)

\* Web (MYひまわり) で手続きができない後見人契約、質権設定契約等は、封書を送付します。

## (2) 提出書類

Web手続き	Web (MYひまわり) からの手続き (書類の提出は不要)
書面手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康☆チャレンジ! 健康ステージ変更請求書</li> <li>告知書 (健康☆チャレンジ! 専用)</li> <li>医的資料 ※下記参照</li> </ul>

新契約時の年齢と診査基準Sに応じた2パターン (「健診結果記入用紙」「健康診断結果通知書・人間ドック成績表 (下表、定健・ドック) の写し) での対応となります。

契約年齢	診査基準S (契約毎に判定、 通算不要)	医的資料の対応		医的資料 パターン
		健診結果 記入用紙	定健・ドック の写し	
20歳～49歳	6,000万円以下	◎	○	簡易定健
	6,000万円超	取扱不可	◎	定健・ドック
50歳～65歳	5,000万円以下	◎	○	簡易定健
	5,000万円超	取扱不可	◎	定健・ドック

### 【記号の見方】

- ◎：必要書類
- ：健診結果記入用紙に代えて対応可能

※医的資料パターンはひまわりオンラインのトップメニュー>照会>一般照会>保険内容照会の「健康☆チャレンジ新契約判定」で確認できます。

### 【ご注意】

医的資料パターンが「定健・ドック」の契約は、「健康診断結果通知書または人間ドック成績表の写し」の提出が必要です。

## (3) 送付時期

### ■お客さまへの送付時期

初回	取扱開始日 (契約日の1年後)
2～3回目	毎年、契約月の前月1日頃
最終回	取扱終了月の前月1日頃

\*健康チャレンジ対象者情報とご案内の発送状況は、代理店にひまわりToDoリストでお知らせします。  
代理店はこのタイミングでお客さまに健康チャレンジをおこなっていただくようアフターフォローを実施します。

## 〈3〉医的査定

新契約査定と同様の基準に基づいて健康ステージを決定します。

必要な書類は<2> (2) 「提出書類」を参照してください。

## 〈4〉健康ステージの変更

- ・ 医的査定の結果、健康☆チャレンジ!が成功となった場合、成功した翌月から積立金に健康積立金を毎月加算します。
- ・ それぞれ以下の健康ステージ適用となった場合、下記のように健康ステージの変更ができます。

現在の健康ステージ	変更後の健康ステージ
健康ステージが適用されていない場合	喫煙者健康体ステージ
	非喫煙者標準体ステージ
	非喫煙者健康体ステージ
喫煙者健康体ステージ	非喫煙者健康体ステージ
非喫煙者標準体ステージ	非喫煙者健康体ステージ

## 〈5〉健康チャレンジ査定完了後の通知物

健康チャレンジ査定完了後は、以下のとおり、契約者あてに通知物を送付します。

健康チャレンジ結果については、ひまわりToDoリストでの配信またはひまわりオンラインの保全タブから異動連絡メニューで確認できます。

保険料率が変わるお客さま	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康チャレンジ結果通知 (積立金のご案内)</li> <li>・ 新保険証券</li> <li>・ MYひまわり紹介チラシ</li> </ul>
保険料率が変わらないお客さま	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康チャレンジ結果通知</li> <li>・ MYひまわり紹介チラシ</li> </ul>

## 〈6〉健康チャレンジ履歴

ひまわりオンライン>トップメニュー>保全>保全の照会>帳票発送契約照会で「送付帳票名」を「健康☆チャレンジ! (変額)」を指定すると、健康チャレンジ履歴画面を表示します。

お客さま向け通知物の送付状況や請求手続きの有無等を確認できます。